

平成 28 年度

大阪府立大学グリーン調達方針



平成 28 年 4 月

大阪府立大学

目 次

1. 目的	1
2. 対象とする範囲	1
3. 基本原則	1
4. 平成 28 年度において取り組む物品等及び環境に配慮した契約の推進	2
(1) 取り組みを推進する物品等	2
(2) その他の物品等	2
(3) 環境配慮契約の推進	2
5. 取り組みをする推進する物品等	3
(1) 紙類	3
P P C用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、 P P Cカラー用紙、端末用用紙、白表紙、文書保存箱、印刷用紙、更紙、 トイレットペーパー、ティッシュペーパー	
(2) 納入印刷物	3
(3) 文具類	3
(4) オフィス家具等	4
いす、机、棚、収納用什器、ローパーティション、コートハンガー、 傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード	
(5) 画像機器	4
コピー機等、電子計算機、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、 磁気ディスク装置、ディスプレイ、シュレッダー、デジタル印刷機、 記録用メディア、電池、電子式卓上計算機、カートリッジ等、掛時計、 プロジェクタ	
(6) 移動電話等	4
(7) 家電製品	5
電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ	
(8) エアコンディショナー等	5
エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	
(9) 温水器等	5
電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	
(10) 照明	5
照明器具、ランプ	
(11) 自動車等	5
自動車、E T C対応車載器、カーナビゲーションシステム、タイヤ、 エンジン油、自動車用燃料	
(12) 消火器	5
(13) 制服・作業服	5
制服、作業服、帽子	
(14) インテリア・寝装寝具	5
カーテン等、カーペット、毛布、ふとん、ベッド	
(15) 作業手袋	5
(16) その他の繊維製品	6
テント・シート類、防球ネット、旗・のぼり・幕類、モップ	
(17) 設備	6
太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、 生ゴミ処理機、節水機器、日射調整フィルム	

(18) 防災備蓄用品	6
飲料水、食料、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池、 非常用携帯燃料、携帯発電機	
6. 物品等の選択方法	7
7. その他	8
(1) 調達目標等の設定	8
(2) 推進体制	8
(3) 実績の公表	8
(4) 調達の推奨	8
(5) 調達時の留意点	8
8. 判断基準等	9
1. 紙類	9
2. 納入印刷物	19
3. 文具類（事務用品・封筒・雑貨など）	27
4. オフィス家具等	35
5. 画像機器等	38
5-1 コピー機等	38
5-2 電子計算機	46
5-3 プリンタ等	50
5-4 ファクシミリ	55
5-5 スキャナ	58
5-6 磁気ディスク装置	60
5-7 ディスプレイ	63
5-8 シュレッダー	66
5-9 デジタル印刷機	68
5-10 記録用メディア	71
5-11 電池	72
5-12 電子式卓上計算機	74
5-13 カートリッジ等	75
5-14 掛時計	80
5-15 プロジェクター	81
6. 移動電話等	84
7. 家電製品	87
7-1 電気冷蔵庫等	87
7-2 テレビジョン受信機	90
7-3 電気便座	94
7-4 電子レンジ	96
8. エアコンディショナー等	98
8-1 エアコンディショナー	98
8-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	102
8-3 ストーブ	104
9. 温水器等	106
9-1 電気給湯器	106
9-2 ガス温水機器	109
9-3 石油温水機器	111
9-4 ガス調理機器	113
10. 照明	116
10-1 照明器具	116
10-2 ランプ	120

1 1 . 自動車等-----	1 2 3
1 1 - 1 自動車-----	1 2 4
1 1 - 2 I T S対応車載器-----	1 3 2
1 1 - 3 タイヤ-----	1 3 3
1 2 . 消火器-----	1 3 4
1 3 . 制服・作業服-----	1 3 5
1 4 . インテリア・寝装寝具-----	1 3 8
1 4 - 1 カーテン等-----	1 3 8
1 4 - 2 カーペット-----	1 4 0
1 4 - 3 毛布等-----	1 4 2
1 4 - 4 ベッド-----	1 4 5
1 5 . 作業手袋-----	1 4 8
1 6 . その他繊維製品-----	1 4 9
1 6 - 1 テント・シート類-----	1 4 9
1 6 - 2 防球ネット-----	1 5 1
1 6 - 3 旗・のぼり・幕類-----	1 5 3
1 6 - 4 モップ-----	1 5 5
1 7 . 設備-----	1 5 7
1 8 . 防災備蓄用品-----	1 6 3
1 8 - 1 防災備蓄用品（飲料水）-----	1 6 3
1 8 - 2 防災備蓄用品（食料）-----	1 6 5
1 8 - 3 防災備蓄用品（生活用品・資材）-----	1 6 7
1 9 . 工事-----	1 7 3
2 0 . 役務-----	2 0 3
2 0 - 1 省エネルギー診断-----	2 0 3
2 0 - 2 食堂-----	2 0 4
2 0 - 3 自動車専用タイヤ厚生-----	2 0 5
2 0 - 4 自動車整備-----	2 0 6
2 0 - 5 植栽管理-----	2 0 8
2 0 - 6 清掃-----	2 0 9
2 0 - 7 機密文書処理-----	2 1 2
2 0 - 8 害虫防除-----	2 1 3
2 0 - 9 輸配送-----	2 1 4
2 0 - 1 0 旅客輸送-----	2 1 6
2 0 - 1 1 蛍光灯機能提供事業-----	2 1 7
2 0 - 1 2 庁舎等において営業行う小売業務-----	2 1 8
2 0 - 1 3 クリーニング-----	2 1 9
2 0 - 1 4 自動販売機設置-----	2 2 0
2 0 - 1 5 産業廃棄物処理-----	2 2 4
2 0 - 1 6 会議運営-----	2 2 5

1. 目的

公立大学法人大阪府立大学では、環境負荷の低減を図るため、「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」《通称「グリーン購入法」》第10条第1項及び「大阪府循環型社会形成推進条例」第13条第2項の規定に基づき、環境物品等及び認定リサイクル製品、その他の再生品の調達の推進とその利用を図るための方針を定め、中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパス及び大阪府立大学工業高等専門学校において、グリーン購入やリサイクル製品の調達を推進するものとする。

また、当方針は「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」《通称「環境配慮契約法」》第11条第1項の規定に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るための方針としても位置づけることとし、環境配慮契約を推進するものとする。

2. 対象とする範囲

本方針の対象とする範囲は、法人のすべての組織が行う原材料、部品、製品などの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

※物品等の調達には、次のものが挙げられる。

- ①売買契約に基づく物品等の購入
- ②賃貸借契約（リース契約・レンタル契約）に基づく物品等の借入れ
- ③複写サービス契約等によるサービスの提供に関連する物品等の継続的使用
（例：複写サービス契約によるコピー機の使用）

※委託契約の締結に当たっても、「大阪府立大学グリーン調達方針」の判断基準を満たす物品等の使用を仕様書上で明記し、可能な限り、グリーン調達の推進を図るものとする。

※環境配慮契約については電気の供給を受ける契約及び自動車の調達に関わる契約のうち、入札等に付する契約について実施するものとする。

3. 基本原則

- ①物品の製造や廃棄の段階で、環境への負荷が大きいことを踏まえ、調達に当たっては、修理等により長期間使用できるものを優先する。
- ②物品等の調達に当たっては、製造、使用、廃棄までのライフサイクルにおいて環境への負荷が小さいものとする。

4. 平成 28 年度において取り組む物品等及び環境に配慮した契約の推進

(1) 取り組みを推進する物品等

平成 28 年度は、下表に示す 20 分野について、「判断基準」に適合した物品等の調達を推進することとし、下表の数値目標の達成に向けて調達を行う。

また、調達に当たっては、大阪府認定リサイクル製品（なにわエコ良品）、その他のリサイクル製品の調達に留意するものとする。

※「大阪府認定リサイクル製品」のホームページ

⇒ <http://www.epcc.pref.osaka.jp/shigenjunkan/ninteiseido/index.html>

分野	数値目標	判断基準等
1 紙類	100% (A 4判換算枚数)	9 ページ以降参照
2 納入印刷物	100% (契約件数)	
3 文具類	100% (金額)	
4 オフィス家具等	100% (台数)	
5 画像機器	100% (台数)	
6 携帯電話	100% (台数)	
7 家電製品	100% (台数)	
8 エアコンディショナー等	100% (台数)	
9 温水器等	100% (台数)	
10 照明	100% (金額)	
11 自動車等	100% (台数)	
12 消火器	100% (台数)	
13 制服・作業服	100% (金額)	
14 インテリア・寝装寝具	100% (金額)	
15 作業手袋	100% (金額)	
16 その他繊維製品	100% (金額)	
17 設備	別記記載のとおり	
18 防災備蓄用品	100% (金額)	
19 工事	別記記載のとおり	
20 役務	別記記載のとおり	

(2) その他の物品等

上記物品等以外のその他の物品等の調達に当たっては、「3. 基本原則」の考え方に則り、調達に努める。

(3) 環境配慮契約の推進（入札等に付する契約のみ該当）

①電気の供給を受ける契約

電力の調達に係る競争入札は、「公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規定」に基づいて実施する。

②自動車の購入に係る契約

5. 取り組みを推進する物品等

(1) 紙類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

コピー用紙	★文書保存箱
フォーム用紙	印刷用紙
インクジェットカラープリンター用塗工紙	★更紙
★色上質紙	トイレットペーパー
★端末用用紙	ティッシュペーパー
★白表紙	

(注) 品目名の前に★が付された品目は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の対象品目ではなく、本学が準じている大阪府独自の品目であることを示す。以下、同じ。

(2) 納入印刷物

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

(3) 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

シャープペンシル・替え芯	カッティングマット
ボールペン	デスクマット
マーキングペン（油性マーカー、水性サインペン、蛍光ペン、ホワイトボード用マーカー）	OHPフィルム
鉛筆	絵筆
スタンプ台	絵の具
朱肉	墨汁
印章セット	のり（液状）（補充用を含む）
印箱	のり（澱粉のり）（補充用を含む）
公印	のり（固形）
ゴム印	のり（テープ）
回転ゴム印	ファイル
定規	バインダー
トレー	ファイリング用品
消しゴム	アルバム
ステーブラー	つづりひも
ステーブラー針リムーバー	カードケース
連射式クリップ（本体）	事務用封筒（紙製）
事務用修正具（テープ）	窓付き封筒（紙製）
事務用修正具（液状）	けい紙
クラフトテープ	起案用紙
粘着テープ（布粘着）	ノート
両面粘着紙テープ	パンチラベル
製本テープ	タックラベル
ブックスタンド	インデックス
ペンスタンド	付箋紙
クリップケース	付箋フィルム
はさみ	黒板拭き
マグネット（玉）	ホワイトボード用レーザー
マグネット（バー）	額縁
テープカッター	ごみ箱

パンチ (手動)	リサイクルボックス
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	缶・ボトルつぶし機(手動)
紙めくりクリーム	名札
鉛筆削 (手動)	鍵かけ (フックを含む)
OAクリーナー (ウェットタイプ)	チョーク
OAクリーナー (液タイプ)	グラウンド用白線
ダストブロワー	梱包用バンド
レターケース	★ゼロハンテープ
メディアケース	★メンディングテープ
マウスパッド	★ビニールひも
OAフィルター (枠あり)	★保存袋
丸刃式紙裁断機	★業務用ポリ袋
カッターナイフ	

(4) オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

いす	コートハンガー
机	傘立て
棚	掲示板
収納用什器 (棚以外)	黒板
ローパーティション	ホワイトボード

(5) 画像機器

新たに購入および賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

コピー機	シュレッダー
複合機	デジタル印刷機
拡張性のあるデジタルコピー機	記録用メディア
電子計算機	一次電池又は小形充電式電池
プリンタ	電子式卓上計算機
プリンタ/ファクシミリ兼用機	トナーカートリッジ
ファクシミリ	インクカートリッジ
スキャナ	掛時計
磁気ディスク装置	プロジェクタ
ディスプレイ	

(6) 移動電話

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

携帯電話	PHS
------	-----

(7) 家電製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

電気冷蔵庫	テレビジョン受信機
電気冷凍庫	電気便座
電気冷凍冷蔵庫	電子レンジ

(8) エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

エアコンディショナー	ストーブ
ガスヒートポンプ式冷暖房機	

(9) 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

ヒートポンプ式電気給湯器	石油温水機器
ガス温水機器	ガス調理機器

(10) 照明

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

蛍光灯照明器具	蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）
LED照明器具	電球形のランプ
LEDを光源とした内照式表示灯	

(11) 自動車等

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

自動車	カーナビゲーションシステム
E T C 対応車載器	乗用車用タイヤ

(12) 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

消火器

(13) 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

制服	帽子
作業服	

(14) インテリア・寝装寝具

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

カーテン	ニードルパンチカーペット
布製ブラインド	毛布
タフテッドカーペット	ふとん
タイルカーペット	ベッドフレーム
織じゅうたん	マットレス

(15) 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

作業手袋

(16) その他繊維製品

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

集会用テント	のぼり
ブルーシート	幕
防球ネット	モップ
旗	

(17) 設備

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

太陽光発電システム	生ゴミ処理機
太陽熱利用システム	節水機器
燃料電池	日射調整フィルム

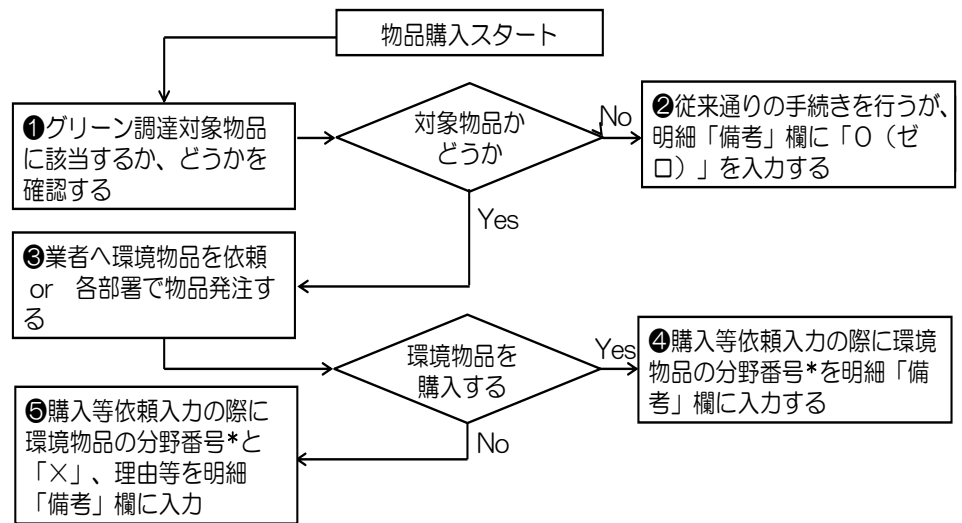
(18) 防災備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

ペットボトル飲料水	作業手袋
アルファ化米	テント
乾パン	ブルーシート
缶詰	一次電池
レトルト食品等	非常用携帯燃料
毛布	




6. 物品等の選択方法


物品等の選択は別表の判断基準等により、下記のとおり、調達することとする。
 ○物品等を購入または注文する際、関係業者に「環境物品」であることを確認する。
 ○納入印刷物や役務など、仕様を指定する場合は、「大阪府立大学グリーン調達方針に適合するように」と指定する。
 ○その他、環境物品等がない場合は、次ページの環境ラベルなどを参考に調達する。



分野番号*：グリーン調達を実施する物品の含まれる分野の通し番号
 入力は、「全角」とする。

環境物品等の調達の参考なる環境ラベル等一覧表

制度の名称	マークの図柄	制度の運営主体	マークがつけられている商品の分野等
エコマーク		財団法人日本環境協会	様々な分野の製品
グリーンマーク		財団法人古紙再生促進センター	紙製品 (トイレットペーパー、コピー用紙、学習帳等)
PETボトルリサイクル推奨マーク		PETボトルリサイクル推進協議会	PETボトルリサイクル製品 (衣類、インテリア・寝装寝具、家庭用品・園芸用品、文房具・事務用品、包装容器・材料、土木・建築資材等)
間伐材マーク		全国森林組合連合会	間伐材製品 (オフィス家具、資材等)
国際エネルギースターマーク		経済産業省	コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル複合機

省エネラベル		経済産業省	エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫等、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、DVDレコーダー、ジャー炊飯器、電子レンジ
--------	---	-------	---

7. その他

(1) 調達目標等の設定

本方針の調達目標等については、毎年度実績等を踏まえ、必要に応じて見直す。

(2) 推進体制

本方針の推進は、「環境教育研究センター」の「環境報告書企画・評価会議」において行う。

(3) 実績の公表

数値目標を定めた物品等については、「環境報告書企画・評価会議」が関係部署の協力を得て、調達の実績を毎年度集計し、その概要をとりまとめ、環境報告書等により公表する。

(4) 調達の推奨

特に調達を推進する必要があると認めた製品については、具体的な品目の情報を提供し、調達を推奨するものとする。

(5) 調達時の留意点

必要とされる機能や性能などを有する物品で、本方針の「判断基準」を満たす物品が市場にない場合等、「判断基準」を満たす物品の調達が困難だと思われる場合や環境に配慮した契約の推進が困難な場合は「環境報告書企画・評価会議」において取り扱いを検討する。

【附則】

本調達方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

関連サイト：

問合せ先（メール）：

21 世紀科学研究機構環境教育研究センター eco-question@21c.osakafu-u.ac.jp

8. 判断基準等

1. 紙類

(1) 数値目標

平成 28 年度の調達総数（A 4 判換算総数）に占める基準を満たす物品の枚数の割合を 100%とする。

（参考）紙類枚数換算方法

- ・用紙(A3)×2.0
- ・用紙(A4)×1.0
- ・用紙(B4)×1.5
- ・用紙(B5)×0.75
- ・文書保存箱数×75.0
- ・白表紙(A3)×6.0
- ・白表紙(A4)×3.0
- ・フォーム用紙(15”×11”)×1.7
- ・フォーム用紙(10”×11”)×1.14
- ・トイレットペーパー100m/1巻×54.0
- ・ティッシュペーパー200組/1箱×51.0

(2) 判断基準等

いずれの場合においても、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

ノーカーボン紙、裏カーボン印刷の連続用紙、伝票類用の用紙、圧着はがき、はがきは下記の品目に含まない。

【情報用紙】

品目	判断基準等
コピー用紙 〔P P C用紙〕	<p>【判断基準】</p> <p>① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考 4 の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>② バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプ利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

	③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
--	--

備考)

- 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
 - ア．森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - イ．資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 4 「総合評価値」とは備考4に示されるYの値をいう。
 「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。
 「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。
- 5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y（総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 ：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 ：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 ：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x_2 ：森林認証材パルプ利用割合（%）

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 ：間伐材パルプ利用割合（%）

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x₅：白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加対象とならない。

x₆：坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

- 6 調達を行う各所属は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。
- 7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 8 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。
- 9 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。
なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。
- 10 平成22年3月31日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値70以上80未満の製品については、平成23年4月1日以降も基準を満たす物品とみなすこととする。
- 11 平成21年4月1日より前に製造されたコピー用紙のうち、「大阪府グリーン調達方針」（平成20年7月）のコピー用紙に係る判断の基準を満足する製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も基準を満たす物品とする。

品目	判断基準等
フォーム用紙 (コンピュータ 連続用紙)	<p>【判断基準】</p> <p>① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
インクジェット カラープリンタ ー用塗工紙	<p>【判断基準】</p> <p>① 古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
★色上質紙 (P P C カラー用 紙)	<p>【判断基準】</p> <p>① 古紙パルプ配合率 100%であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は原料の原木が、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたバージンパルプに置き換えてもよい。</p> <p>② 塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。</p>

	<p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
<p>★端末用用紙 (高速プリンタ 用上質紙)</p>	<p>【判断基準】</p> <p>古紙パルプ配合率 70%以上であること。バージンパルプが使用される場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>

備考)

- 1 端末用用紙・色上質紙については、判断基準を満たす製品の生産・流通が十分でないことを勘案し、平成 28 年度末まで判断基準のうち古紙パルプ配合率に係る部分については適用しない。ただし、古紙パルプ配合率が可能な限り高いものを調達すること。
- 2 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【紙製品】

品目	判断基準等
★〔白表紙〕	<p>【判断基準】 古紙パルプ配合率 100%であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は原料の原木が、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたバージンパルプに置き換えてもよい。</p> <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ② 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
★〔文書保存箱〕	<p>【判断基準】 古紙パルプ配合率 80%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

品目	判断基準等
<p>塗工されていない印刷用紙</p> <p>塗工されている印刷用紙</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③ バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

備考)

1. 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
 - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
2. 「間伐材等」とは間伐材又は竹をいう。
3. 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
4. 「総合評価値」とは備考4に示される Y1 又は Y2 の値をいう。
 「指標値」とは、備考4に示される x1, x2, x3, x4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考

4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

5. 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y1 = (y1 + y2 + y3) + y4$$

$$Y2 = (y1 + y2 + y3) + y5$$

$$y1 = x1 - 10 \quad (60 \leq x1 \leq 100)$$

$$y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 40)$$

$$y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 40)$$

$$y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, \quad x5 < 60 \rightarrow x5=60, \quad x5 > 75 \rightarrow x5=75)$$

$$y5 = -0.5x6 + 20 \quad (0 < x6 \leq 10 \rightarrow x6=10, \quad 10 < x6 \leq 20 \rightarrow x6=20, \quad 20 < x6 \leq 30 \rightarrow x6=30, \quad x6 > 30 \rightarrow x6=40)$$

$Y1, Y2$ 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

$Y1$ (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

$Y2$ (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 (ファンシーペーパー又は抄色紙 (色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。) には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準 (印刷参照) に示された A ランク (紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの) の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合) は加算対象とならない。

x_6 : 塗工量 (g/m^2)

塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

6. 調達を行う各所属は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

7. 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明の

ためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

8. 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

9. 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

品目	判断基準等
★〔更紙〕	<p>【判断基準】 古紙パルプ配合率 70%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

品目	判断基準等
トイレットペーパー 〔トイレットペーパー（シングル・芯無）ソフト〕	<p>【判断基準】 古紙パルプ配合率 100%であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ティッシュペーパー	

【古紙パルプ配合率の定義】

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100 (\%)$$

パルプは含水率 10%の重量とする。

上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

2. 納入印刷物

(1) 数値目標

平成 28 年度の印刷物の発注総数（件数）に占める基準を満たす納入印刷物の発注件数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

【判断基準】

<共通事項>

- ① 印刷・情報用紙に係る判断基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木当の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ② 表 1 に示された B、C 及び D ランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
- ③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。
- ④ 印刷の各工程において、表 2 に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

<個別事項>

- ① オフセット印刷
 - ア. 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。
 - イ. インキの化学安全性が確認されていること。
- ② デジタル印刷
 - ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（トナーカートリッジ参照）を満たすトナーが使用されていること。
 - イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

【配慮事項】

- ① 印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。
- ② デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP 方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。
- ③ 揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。
- ④ インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
- ⑤ 印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。
- ⑥ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ⑧ 再生紙の使用を周知・啓発するため、刊行物へ 3 R 活動推進フォーラムの「再生紙使用マーク（R マーク）」を印刷するよう努める。

備考)

- 1 対象とする「納入印刷物」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷（デザイン上、意匠者から特に指定がある場合を除く）を対象とし、封筒、タックラベルなど他の品目として調達する場合及び賞状、認定証、納入通知書、名刺、名札カード、長期保存を前提とした印刷物などは対象外とする。
- 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
- 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。
- 4 判断基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

※「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」

⇒http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html

- 5 判断基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
 - ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
 - イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできません」
 - ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- 6 調達を行う各所属は、印刷物作成の発注にあたっては、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等に合った資材を適切に選択すること。
- 7 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種UVインキ	7%以上

- 8 「芳香族成分」とは、JIS K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

- 9 判断基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 10 調達を行う各所属は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
- 11 判断の基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
- ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」に適合していること。
 - イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
 - ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること）。
- 12 調達を行う各所属は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。
- 13 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*/ファンシーペーパー(A)* 樹脂含浸透紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)* ファンシーペーパー(B)* ポリエチレン等樹脂コーティング紙/ポリエチレン等樹脂ラミネート紙/グラシンペーパー/インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)* ファンシーペーパー(C)* 樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)/硫酸紙/ターポリン紙/ロウ紙/セロハン/合成紙/カーボン紙/ノーカーボン紙/感熱紙/圧着紙	【加工紙】 擦染紙/昇華転写紙/感熱性発泡紙/芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ/平版インキ(オフセットインキ)/溶剤型グラビアインキ/溶剤型フレキソインキ/スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ/水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ(ハイブリッドUVインキ)/オフセット用金・銀インキ/パールインキ/OCRインキ(油性)	【特殊インキ】 UVインキ/グラビア用金・銀インキ/OCR UVインキ/EBインキ/蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ/減感インキ/磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ/発泡インキ/芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③加工資材	【製本加工】 製本用針金、ホッチキス等/難細裂化EVA系ホットメルト☆ PUR系ホットメルト☆ 水溶性のり	【製本加工】 製本用糸/EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙クロス)	—

	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート (P P 貼り) / UV コー ト、UV ラミコート / 箔押し		
	【その他加工】 リサイクル対応型シ ール(全離解可能粘着 紙) ☆	【その他加工】 シール (リサイクル 対応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物 (レンチキ ュラーレンズ使用)	
④その他	—	【異物】 粘着テープ (リサイ クル対応型)	【異物】 石/ガラス/金物 (製 本用ホッチキス、針金 等除く) / 土砂/木片 / プラスチック類/布 類/建材 (石こうボー ド等) / 不織布/粘着 テープ (リサイクル対 応型を除く)	【異物】 芳香付録品 (芳香 剤、香水、口紅等)

注1 ☆印の資材(難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 * 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

※「グリーン購入法.net」⇒<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/paper.html>

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準	
製版	デジタル化	工程のデジタル化 (DTP 化) 率が 50%以上であること。	
	廃液及び 製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収等を行っていること。	
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っていること。	
印刷	VOC の発生抑制	廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。	
	古紙へのリサイクル	損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の古紙へのリサイクル率が 80%以上であること。	
	デ ジ タ ル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど、省エネルギー活動を行っていること。
		古紙等へのリサイクル	損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の古紙等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面 加工	VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。	
	古紙等へのリサイクル	損紙等 (光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム) の古紙等へのリサイクル率が 80%以上であること。	
製本 加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。	
	古紙へのリサイクル	損紙等 (製本工程から発生する損紙) の古紙へのリサイクル率が 70%以上であること。	

備考)

- 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
- 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクルは、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の実環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
- 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「古紙等へのリサイクル」には、古紙へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙/〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	カバー	-	-			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇	
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇	
	その他加工	-	-			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注)

- 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

「リサイクル対応型印刷部製作ガイドライン」

⇒http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html

- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日： 年 月 日		
御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
〇〇印刷株式会社		
工程	実現	基準（要求内容）
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀回収を行っている。
	はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい/いいえ
	はい/いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発抑制策を講じている。
	はい/いいえ	④輪転印刷工程熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の古紙へのリサイクル率が80%以上である。
デジタル	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど、省エネルギー活動を行っている。
	はい/いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の古紙等へのリサイクル率が8%以上ある。
表面加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
	はい/いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の古紙等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の古紙へのリサイクル率が70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

3. 文具類（事務用品・封筒・雑貨など）

(1) 数値目標

平成28年度の文具類の発注総額に占める基準を満たすグリーン調達物品の発注額の割合を100%とする。

(2) 文具類共通の判断基準と配慮基準と用語の定義

下記の表に定める品目については、共通して下記の【判断基準】及び【配慮事項】を適用し、数値目標の対象とする。

ただし、個別の品目について●印の判断基準を定めているものについては、下記の判断基準に代えてこれを適用し、○印の配慮事項を定めているものについては、下記の配慮事項に加えて適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ下記判断基準を適用する。

なお、下記の表に定められていない品目については、数値目標の対象外とするが、上記の【判断基準】及び【配慮事項】を満足するグリーン物品を調達するよう努めるものとする。

【判断基準】

金属を除く主要材料がプラスチックの場合はⅠ、木質の場合はⅡ、紙の場合はⅢの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はⅡ、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はⅢ－iの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

- Ⅰ 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
または各項目の●印で定める使用割合以上であること。
- Ⅱ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。
原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適正になされたものであること。
- Ⅲ 以下の要件を満たすこと。
 - i 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
または各項目の●印で定める使用割合以上であること。
 - ii 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

【配慮基準】

- ① 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。
- ② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③ 製品包装は可能な限り簡易であり、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④ 材料に木質が含まれる場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。
- ⑤ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、

林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

- ⑥ 中身（芯、インク、液等の消耗品など）が交換ないし補充できること。
- ⑦ 再使用、再生利用または適正廃棄を容易に行いうるよう、分離または分別の工夫があること。

【用語の定義】

- 1 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本調達方針「2. 紙類」の「(3) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 2 【木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認】を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部もしくは一部または製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 4 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 5 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル(LC)全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 6 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
- 7 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。

(3) 数値目標の対象となる品目及び個別の判断基準等

品目	判断基準等
シャープペンシル 〔シャープペン〕	【配慮事項】 ○残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル 替芯 〔シャープペン用 替芯〕	【判断基準は容器に適用】
ボールペン 〔ボールペン水性ボ ールペン〕	【配慮事項】 ○ 文具類共通の判断基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン 〔油性マーカー、水性 サインペン、蛍光ペン、 ホワイトボード用マー カー〕	【配慮事項】 ○ 消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆〔鉛筆〕	鉛筆（黒）の【判断基準】は、芯の硬度がB・HB・2Bに限り適用。
スタンプ台 〔スタンプ台〕 朱肉〔朱肉〕	【判断基準】 ● 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全 体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く）。ただし、ポスト コンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判 断基準を満たすこと。
印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印	【共通の判断基準、配慮基準参照】
定規〔直線定規〕	【共通の判断基準、配慮基準参照】
トレー	【共通の判断基準、配慮基準参照】
消しゴム〔消ゴム〕	【判断基準】は巻紙（スリーブ）又はケースに適用
ステープラー（汎用型） ※JIS S 6036 の2. に規 定するステープラーつ づくり針の種類 10 号を 使用するハンディタイ プのもの。	【判断基準】 ● 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラス チック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く）。それ以外 の場合にあつては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
ステープラー（上記以 外） ※ステープラー（汎用 型）以外で、針を用い ない方式を含む。	【共通の判断基準、配慮基準参照】
ステープラー針リムー バー	

連射式クリップ (本体)	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
事務用修正具 (テープ) 〔修正テープ〕 事務用修正具 (液状) 〔修正液〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準は容器に適用。 <p>主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断基準を満たすこと。</p>
クラフトテープ 〔紙テープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
粘着テープ (布粘着) 〔布テープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープ基材(ラミネート層を除く)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ 〔両面テープ〕	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。
製本テープ	【判断基準】はテープ基材に適用
ブックスタンド	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
ペンスタンド	【共通の判断基準、配慮基準参照】
クリップケース	【共通の判断基準、配慮基準参照】
はさみ〔はさみ〕	【共通の判断基準、配慮基準参照】
マグネット (玉)	【共通の判断基準、配慮基準参照】
マグネット (バー)	【共通の判断基準、配慮基準参照】
テープカッター	【共通の判断基準、配慮基準参照】
パンチ (手動)	【共通の判断基準、配慮基準参照】
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	【共通の判断基準、配慮基準参照】
紙めくりクリーム	【判断基準】は容器に適用
鉛筆削 (手動)	【共通の判断基準、配慮基準参照】

<p>OAクリーナー（ウェットタイプ） 〔OAクリーナー、OAクリーナー（詰替用）〕、 OAクリーナー（液タイプ）</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準は容器に適用。 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合は、文具類共通の判断基準を満たすこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容物が補充できること。
<p>ダストブロワー 〔エアクリーナー〕</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フロン類が使用されていないこと。 ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。 <p>※ 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は二酸化炭素、ジメチルエーテル及びヒドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。</p> <p>※ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。</p>
<p>レターケース</p>	<p>【共通の判断基準、配慮基準参照】</p>
<p>メディアケース（FD・CD・DVD・MO用）</p>	<p>【判断基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合は、文具類共通の判断基準を満たすこと。 ② CD及びDVD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケース、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③ 植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
<p>マウスパッド</p>	<p>【共通の判断基準、配慮基準参照】</p>
<p>OAフィルター （枠あり）</p>	<p>【判断基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
<p>丸刃式紙裁断機</p>	<p>【共通の判断基準、配慮基準参照】</p>
<p>カッターナイフ</p>	<p>【共通の判断基準、配慮基準参照】</p>
<p>カッティングマット</p>	<p>【配慮事項】 ○ マットの両面が使用できること。</p>
<p>デスクマット</p>	<p>【共通の判断基準、配慮基準参照】</p>
<p>OHPフィルム</p>	<p>【判断基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ② インクジェット用のものにあつては、上記①の要件を満たすこと。

絵筆	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合は、文具類共通の判断基準を満たすこと。
絵の具	<p>【判断基準】 は容器に適用</p>
墨汁	
のり（液状）（補充用を含む。）〔合成のり〕	<p>【判断基準】 は容器に適用</p>
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
のり（固形）〔口紅式のり〕	<p>【判断基準】 は容器・ケースに適用</p>
のり（テープ）	
<p>ファイル 〔フラットファイル、クリアファイル、パイプファイル、Dリングファイル、パンチレスファイル、クリアホルダー、綴込表紙、用箋挟、丸筒〕</p> <p>※ 穴をあけてとじる各種ファイル及び穴をあけずにとじる各種ファイル等をいう。</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 加えて、それ以外の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断基準を満たすこと。 ② クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
<p>バインダー ※ MP バインダー、リングバインダー等をいう。</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属を除く主要材料が紙の場合は、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。それ以外の場合は、文具類共通の判断基準を満たすこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
<p>ファイリング用品 〔クリアファイル用透明ポケット〕</p>	<p>【共通の判断基準、配慮基準参照】</p>
アルバム	<p>【共通の判断基準、配慮基準参照】</p>
<p>つづりひも 〔とじひも〕</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料が紙の場合にあつては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。 ② 主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックでは、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ③ 上記①又は②以外の場合は、文具類共通の判断基準を満たすこと。

カードケース	【共通の判断基準、配慮基準参照】
事務用封筒（紙製） 〔封筒〕	【判断基準】 ● 古紙パルプ配合率 40%以上であること。
窓付き封筒（紙製） 〔納入通知書用窓あき封筒〕	【判断基準】 ● 古紙パルプ配合率 40%以上であること。 ※ 窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断基準を窓部分には適用しない。 ● 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙	【判断基準】 ● 古紙パルプ配合率 70%以上であること。
ノート 〔大学ノート〕	● 塗工されているものについては塗工量が両面で 30 g/m ² 以下であり、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。
パンチラベル	【配慮事項】 ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	【判断基準】 ● 主要材料が紙の場合にあつては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること（粘着部分を除く）。
インデックス 〔インデックス（口取紙）〕	
付箋紙 〔カラー付箋紙、（ハーフサイズ、ミニサイズを含む）、〕	
付箋フィルム	【配慮事項】 ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き〔黒板消し〕	【共通の判断基準、配慮基準参照】
ホワイトボード消し	【共通の判断基準、配慮基準参照】
額縁	【共通の判断基準、配慮基準参照】
ゴミ箱 リサイクルボックス	【判断基準】 ● 主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合では、文具類共通の判断基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機 （手動）	【共通の判断基準、配慮基準参照】
名札（机上用）	【共通の判断基準、配慮基準参照】
名札〔名札ホルダー〕	【共通の判断基準、配慮基準参照】
鍵かけ（フックを含む。）	【共通の判断基準、配慮基準参照】
チョーク〔チョーク〕	【判断基準】 ● 再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用されていること。

グラウンド用白線	【判断基準】 ● 再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断基準】 ● 主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。 主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポスト紺シューマー材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。
★セロハンテープ	【判断基準】 ● 粘着材に、揮発性有機化合物を使用していないこと。
★メンディングテープ	【判断基準】 ● 粘着材に、揮発性有機化合物を使用していないこと。
★ビニールひも	【判断基準】 ● 焼却時に、製品からダイオキシンを発生せず、他のごみからのダイオキシン発生抑制効果があること。
★保存袋	【判断基準】 ● 古紙パルプ配合率が30%以上であること。
★業務用ポリ袋	【判断基準】 ● エコマーク認定製品であること。

4. オフィス家具等

(1) 数値目標

平成 28 年度のオフィス家具等の発注総数（台数）に占める基準を満たす発注台数の割合を 100% とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
いす	<p>【判断基準】 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあつては①の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 表 1 に示された区分の製品にあつては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が 85%以上であること。 ウ. 表 2 の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p>② 再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>③ 次の要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>④ 次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	
※ 黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう	

<p>いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード ※ 黒板以外の各種方式 の筆記ボードをいう</p>	<p>【配慮事項】</p> <p>① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>④ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプは除く。</p> <p>⑤ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。</p> <p>⑥ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---	---

備考)

- 1 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。
- 2 判断基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。
 単一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100
 次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。
 - ① 盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
 - ② 品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）
 - ③ 本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ
- 3 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本調達方針「2. 紙類」の「(3) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 6 放散速度が 0.02mg/m²h 以下と同等のものとは、次によるものとする。
- ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。
- イ. 上記(1)以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 7 支援学校等のいすや棚などで特別の仕様を求められるものは対象外とする。
- 8 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。
 機能重量の基準 = 棚板重量 (kg) ÷ 棚耐荷重 (kg)

表 2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
デュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。	
	材質ごとに分別できる工夫を図っていること。	

5. 画像機器等

5-1 コピー機等

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するコピー機等の総数(台数)に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
コピー機	【判断基準】
複合機	<共通事項>
拡張性のあるデジタルコピー機	<p>① 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。</p> <p>② 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。)であること。</p> <p>イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。</p> <p>③ 使用済み製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。または、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p> <p><個別事項></p> <p>① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア. コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機(カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く)にあつては、表 1-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機(大判機を除く)にあつては、表 2-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>② 複合機(インクジェット方式を除く)</p> <p>ア. 複合機(カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く)にあつては、表 1-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機能を有する複合機(大判複合機を除く)にあつては、表 2-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判複合機にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③ インクジェット方式の複合機</p> <p>ア. インクジェット方式の複合機(大判複合機を除く)にあつては、表 4-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. インクジェット方式の大判複合機にあつては、表 4-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>

拡張性のある デジタルコピー機	<p>【配慮事項】</p> <p>① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑥ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------------------	--

備考)

- 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 2 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
 - 1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
 - 2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
- 5 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 6 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
- 7 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は

製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものを用いる（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 9 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各所属が本調達方針の基準を満たす物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。
- 10 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本調達方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、本調達方針適合品と同等の扱いとすること。
- 11 リユースに配慮したコピー機等の判断基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2、表3、表4-1及び表4-2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表6-1から表6-6の該当する要件を満たすことで本調達方針適合品とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
- 12 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）については、平成26年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日閣議決定）のコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る判断の基準を満たすことをもって本調達方針適合品とみなすこととする。
- 13 判断の基準<共通事項>①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

表1-1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 5$	≤ 0.3	要件なし
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$24 < ipm \leq 30$		
$30 < ipm < 37$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$	基本製品に内蔵されている
$37 \leq ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$	
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1分間に A4 判又は 8.5"×11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4-1 及び表 4-

2において同じ。

- 2 A3判の用紙に対応可能な製品（幅が275mm以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタートプログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

表1-2 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 5$	≤ 0.4	要件なし
$5 < ipm \leq 24$	$\leq 0.07 \times ipm + 0.05$	
$24 < ipm \leq 30$		$\leq 0.11 \times ipm - 1.15$
$30 < ipm < 37$		
$37 \leq ipm \leq 50$	$\leq 0.25 \times ipm - 8.15$	基本製品に内蔵されている
$50 < ipm \leq 80$		
$80 < ipm$	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$	

表2-1 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.3	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$	
$19 < ipm \leq 30$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < ipm \leq 35$		
$35 \leq ipm \leq 75$	$\leq 0.70 \times ipm - 39.65$	基本製品に内蔵されている
$75 < ipm$		

表2-2 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.5	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.1 \times ipm + 0.5$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.13 \times ipm + 0.05$	
$19 < ipm \leq 30$		基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < ipm < 35$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.05$	
$35 \leq ipm \leq 70$		
$70 < ipm \leq 80$	$\leq 0.75 \times ipm - 41.05$	基本製品に内蔵されている
$80 < ipm$		

表3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 30$	30分	$\leq 8.2W$	$\leq 0.5W$
$30 < ipm$	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表5の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2-3の3.(2)」による。

表4 追加機能及びその許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1. x、IEEE488、IEEE1284/パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2. x、IEEE1394/ファイヤワイヤ/i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3. x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0,2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容量は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1回のみ適用される)。	0.5

電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェースは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表 5-1 リユースに配慮したコピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM: 1 分当りの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面 コピー 機能
$0 < CPM \leq 20$	—	—	—	$\leq 5W$	≤ 30 分	推奨
$20 < CPM \leq 44$	$\leq 3.85 \times CPM + 5W$	≤ 15 分	≤ 30 秒	$\leq 15W$	≤ 60 分	必須
$44 < CPM$	$\leq 3.85 \times CPM + 5W$	≤ 15 分	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20W$	≤ 90 分	必須

- 備考) 1 「コピー速度」とは、1 分当たりのコピー枚数 (CPM) をいう。以下表 6-2 において同じ。
両面コピーについてはコピー枚数を 2 枚と計算する。
大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。
- ① A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。
 - ② A1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。
 - ③ A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。
- 2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表 6-3 及び表 6-5 において同じ。
- 3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 6-3 及び表 6-5 において同じ。
- 4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 6-3 及び表 6-5 において同じ。
- 5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表 6-2 から表 6-6 において同じ。

- 6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表6-2、表6-5及び表6-6において同じ。
- 7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタートプログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表6-2から表6-6において同じ。
- 8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表6-2、表6-5及び表6-6において同じ。

表5-2 リユースに配慮した大判コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times$ $\text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒(推 奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分

表5-3 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1分当たり の画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 25\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times$ $\text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 80\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times$ $\text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推 奨)	$\leq 95\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times$ $\text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推 奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 120 分	必須

- 備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表6-4について同じ。
- 2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表6-4において同じ。
 - 3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表6-4から表6-6において同じ。

表 5-4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 70W$	≤ 30 分
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 50W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105W$	≤ 90 分

表 5-5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への移行時間	両面コピー 機能
$0 < ipm \leq 10$	—	—	$\leq 5W$	≤ 15 分	推奨
$10 < ipm \leq 20$	—	—	$\leq 5W$	≤ 30 分	推奨
$20 < ipm \leq 44$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒	$\leq 15W$	≤ 60 分	必須
$44 < ipm \leq 100$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20W$	≤ 90 分	必須
$100 < ipm$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20W$	≤ 120 分	必須

表 5-6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm:1 分当たりの画像出力 枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 65W$	≤ 30 分
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 45W$	—	$\leq 100W$	≤ 90 分

5-2 電子計算機

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する電子計算機の総数(台数)に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
電子計算機	<p>【判断基準】</p> <p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値から算定したエネルギー基準達成率が180以上であること。ただし、CPUの種別が専用CISCの場合は、エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>イ オフモード消費電力が1.0W以下であること、かつ、長期アイドルモード消費電力が備考6の算定式により算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。</p> <p>② クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が200 以上であること。</p> <p>イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考7アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>ウ. ワークステーションの場合は、備考8アの算定式により算定した加重消費電力が備考8イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。</p> <p>エ. シンククライアントの場合は、備考7アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考9の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>③ 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥ 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑦ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。</p>

備考)

- 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものと

- する。
- ① 合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの
 - ② 256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ③ 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの
 - ④ 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ⑤ 合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
 - ⑥ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
- 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。
 - 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
 - 4 判断基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)に定める基準による。なお、同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
 - 5 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの(携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。)をいう。
 - 6 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
 - ア. 内蔵モデム、無線LAN、FDD、CD/DVD、MO等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
 - イ. 周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。
 - 7 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池(バッテリー)に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する(シャットダウン)ための時間が確保されていることをいう。
 - 8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
 - 9 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 10 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
 - ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
 - イ. 使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
 - ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

11 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。

- ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- ウ．マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

CPU の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	I/O スロット数	CPU ソケット数	
専用 CISC	32 未満		1,950
	32 以上		2,620
RISC	8 未満		13
	8 以上 40 未満		31
	40 以上		140
IA64	10 未満		6.2
	10 以上		22
IA32	0		1.3
	1 以上 7 未満	2 未満	1.2
		2 以上 4 未満	1.9
		4 以上	6.7
	7 以上		7.4

- 備考) 1 「専用 CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。
- 2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU 以外の CPU をいう。
- 3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、専用 CISC 以外のものであって、64 ビットアーキテクチャのものをいう。
- 4 「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、専用 CISC 以外のものであって、32 ビットアーキテクチャのものをいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 74 号（平成 22 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 クライアント型電子計算機にかかる基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率	
クライアント型電子計算機の電源及びメモリチャネル数の種別	主記憶容量	独立型GPU	画面サイズ		
電池駆動型のものであってメモリチャネル数が2以上のもの	16ギガバイト以上			2.25	
	4ギガバイト超 16ギガバイト未満			0.34	
	4ギガバイト以下		搭載	17型以上	0.31
				17型未満	0.21
			非搭載	12型以上17型未満	0.15
				12型未満	0.21
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が2以上のもの のうち電源装置にACアダプターを用いるもの				0.29	
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が2以上のもの のうち電源装置にACアダプターを用いないもの	16ギガバイト以上			2.25	
	4ギガバイト超 16ギガバイト未満	搭載		0.51	
		非搭載		0.64	
	4ギガバイト以下			0.53	
メモリチャネル数が2未満のもの				0.51	

- 備考) 1 「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。
- 2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなくして使用され得るものをいう。
- 3 「独立型GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。
- 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値をいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号（平成22年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

5-3 プリンタ等

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するプリンタ等の総数(台数)に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
プリンタ	<p>【判断基準】</p> <p>① プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表 1-1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機にあっては、表 1-2 に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表 2-1 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ/ファクシミリ兼用機にあっては、表 2-2 に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ. インクジェット方式のプリンタにあっては、表 3 に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ. インパクト方式のプリンタにあっては、表 4 に示された区分ごとの基準。</p> <p>② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあっては、表 5-1 に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあっては、表 5-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③ 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
プリンタ/ファクシミリ兼用機	

備考)

- 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものとする。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本調達方針の「5-6 カートリッジ等」に示した品目「トナーカートリッジ」に係る判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、本調達方針適合品と同等の扱いとする。
- 7 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

表 1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 5$	≤ 0.3	要件なし
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$24 < ipm \leq 30$		
$30 < ipm < 37$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$	基本製品に内蔵されている
$37 \leq ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$	
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4、表 5-1 及び表 5-2 において同じ。
- 2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 5$	≤ 0.4	要件なし
$5 < ipm \leq 24$	$\leq 0.07 \times ipm + 0.05$	
$24 < ipm \leq 30$		$\leq 0.11 \times ipm - 1.15$
$30 < ipm < 37$		
$37 \leq ipm \leq 50$	$\leq 0.25 \times ipm - 8.15$	基本製品に内蔵されている
$50 < ipm \leq 80$		
$80 < ipm$	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$	

表 2-1 カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.3	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$19 < ipm \leq 30$		
$30 < ipm < 35$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	基本製品に内蔵されている
$35 \leq ipm \leq 75$		
$75 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 39.65$	

表 2-2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.5	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.1 \times ipm + 0.5$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.13 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$19 < ipm \leq 30$		
$30 < ipm < 35$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.05$	基本製品に内蔵されている
$35 \leq ipm \leq 70$		
$70 < ipm \leq 80$	$\leq 0.7 \times ipm - 37.05$	
$80 < ipm$	$\leq 0.75 \times ipm - 41.05$	

表 3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 0.6W$	$\leq 0.5W$
$10 < ipm \leq 20$	15分		
$20 < ipm \leq 30$	30分		
$30 < ipm$	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 4、表 5-1 及び表 5-2 において同じ。
- 2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 6 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表 4、表 5-1 及び表 5-2 において同じ。
- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表 2-3 の 3.(2)」による。以下表 4、表 5-1 及び表 5-2 において同じ。

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 4.6W$	$\leq 1W$
$10 < ipm \leq 20$	15分		
$20 < ipm \leq 30$	30分		
$30 < ipm$	60分		

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 30$	30分	$\leq 4.9W$	$\leq 0.5W$
$30 < ipm$	60分		

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 30$	30分	$\leq 2.5W$	$\leq 0.5W$
$30 < ipm$	60分		

表6 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1. x、IEEE488、IEEE1284 /パラレル /セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2. x、IEEE1394 /ファイヤワイヤ /i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3. x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモ리카ード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8

メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等のCCFLではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02X (Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-4 ファクシミリ

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するファクシミリの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
ファクシミリ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ② カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ インクジェット方式のファクシミリにあつては、表 3 に示された基準を満たすこと。 ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 2 ファクシミリについては、平成 28 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定）のファクシミリに係る判断の基準を満たすことをもって本調達方針適合品とみなすこととする。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモビフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものとする。

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 5$	≤ 0.3
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$
$20 < ipm \leq 30$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$
$30 < ipm \leq 40$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$

- 備考) 1. 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。
2. A3 判の用紙に対応可能な製品 (幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。) については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表 2 において同じ。
3. 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度 (ア) 用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。表 2 において同じ。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 10$	≤ 1.3
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$
$15 < ipm \leq 30$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$
$30 < ipm \leq 75$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$
$75 < ipm$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
5 分	$\leq 0.6W$	$\leq 0.5W$

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 4 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例: USB1. x、IEEE488、IEEE1284 /パラレル /セントロニクス、RS232C	0.2

		$20 \leq r < 500$	例：USB2. x、IEEE1394 /ファイヤワイヤ/i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3. x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0,2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02X (Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェースは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-5 スキャナ

(1) 数値目標

平成28年度に新たに調達するスキャナの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
スキャナ	<p>【判断基準】</p> <p>①表1に示された基準を満たすこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考)

- 1 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 スキャナに係るスリープ移行時間、スキャニングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャニングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
15分	≤2.5W	≤0.5W

- 備考)
- 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
 - 2 スリープ時消費電力の基準は、本表の基本マーケティングエンジンのスリープ消費電力に表2の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
 - 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1. x、IEEE488、IEEE1284 /パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2. x、IEEE1394 /ファイヤワイヤ/i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3. x、1Gb イーサネット	0.5
	任意	例：フラッシュメモ리카ード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0,2	
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02X (Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

5-6 磁気ディスク装置

(1) 数値目標

平成28年度に新たに調達する磁気ディスク装置の総数(台数)に占める基準を満たす台数の割合を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
磁気ディスク装置	<p>【判断基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

- 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。
 - ① 記憶容量が1ギガバイト以下のもの
 - ② ディスクの直径が40mm以下のもの
 - ③ 最大データ転送速度が1秒につき70ギガバイトを超えるもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの			$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	5000回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
		5000回毎分超 6000回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		6000回毎分超		$E = \exp(4.30 \times \ln(N) - 43.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	5000回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.5)$
		5000回毎分超 6000回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 32.2)$
		6000回毎分超		$E = \exp(4.58 \times \ln(N) - 46.8)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.9)$
ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.2)$	
ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.9)$	
サブシステム			メインフレームサーバ用のもの	$E = \exp(1.85 \times \ln(N) - 18.8)$
			メインフレームサーバ用以外のもの	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$

備考) 1 「メインフレームサーバ」とは、専用 CISC（ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。）が搭載されたサーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）をいう。

2 E 及び N は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

N：回転数（単位：回毎分）

3 \ln は底を e とする対数を表す。

4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 75 号（平成 22 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

5-7 ディスプレイ

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するディスプレイの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
ディスプレイ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 表に示された基準を満たすこと。 ② 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 ③ 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトウェブ等で容易に確認できること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考)

- 1 判断基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが 61 インチ以下のものとする。
- 2 判断基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 ディスプレイに係るオンモード別消費電力の基準

製品機種及び 対角線画面サイズ d (インチ)	$D_p \leq 20,000$ の場合の 消費電力 (W)	$D_p > 20,000$ の場合の 消費電力 (W)
$d < 12.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.05 \times A + 3.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A + 3.0$
$12.0 \leq d < 17.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.01 \times A + 5.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.01 \times A + 5.5$
$17.0 \leq d < 23.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.025 \times A + 3.7$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.025 \times A + 3.7$
$23.0 \leq d < 25.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.06 \times A - 4.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A - 4.0$
$25.0 \leq d < 61.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.1 \times A - 14.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A - 14.5$
$30.0 \leq d \leq 61.0$ (サインージディスプレイに適用)	$\leq 0.27 \times A + 8.0$	

備考) 1 「r」はディスプレイ解像度(メガピクセル)を、「A」は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。また、画素密度 D_p 及び r_1 、 r_2 の算出方法は、次式による。

$$D_p = r \times 10^6 / A$$

$D_p > 20,000$ の場合：

$$r_1 = 20,000 \times A / 10^6, \quad r_2 = (D_p - 20,000) \times A / 10^6$$

- 2 「オンモード」とは、主機能を1つ以上提供しているときの消費電力モード態をいう。
- 3 「サインージディスプレイ」とは、一般に対角線画像サイズが12インチより大きく、画素密度が5,000以下の業務用表示板をいう。
- 4 次の①から③に示す特性及び機能をすべて有するコンピュータモニタについては、本表に従って算出された消費電力のPに許容値の P_{EP} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
 - ①画面カバーガラスの有無にかかわらず、少なくとも85度の水平視覚において最低60:1のコントラスト比が測定されるもの
 - ②2.3メガピクセル以上の基本解像度のもの
 - ③IEC61966 2-1により規定されている、少なくともsRGBの色域サイズのもの(色空間における変化は、規定のsRGB色の99%以上に対応している限り許容される)

対角線画面サイズが27インチ未満の場合： $P_{EP} = 0.30 \times P$

対角線画面サイズが27インチ以上の場合： $P_{EP} = 0.70 \times P$
- 5 初期設定により周囲光に応じてディスプレイの明るさを自動調節する機能が有効にされている機器については、本表に従って算出された消費電力(p)に許容値の P_{ABC} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、下記の消費電力低減率 R_{ABC} が20%未満の場合は P_{ABC} を加算しない。消費電力低減率 R_{ABC} 及び許容値 P_{ABC} の算出方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times (P_{300} - P_{10}) / P_{300}$$

P_{300} は300luxの周囲光水準、 P_{10} は10luxの周囲光水準で試験したときの消費電力

$$P_{ABC} = 0.10 \times P$$
- 6 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則(平成25年6月施行)別表2-2」による。

表2 ディスプレイに係るスリープモード消費電力及びオフモード消費電力の基準

スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
≤ 0.5	≤ 0.5

備考)

- 1 「スリープモード」とは、接続している装置又は内部要因から信号を受信した後に製品が移行する消費電力モード（接続されている機器、ネットワーク、遠隔操作装置、内部要因から信号を受け取った場合に当該モードから復帰可能であること。）をいう。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、表3のブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容量及び表4の追加能力に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 「オフモード」とは、電源に接続しているが、オンモード又はスリープモードのいずれの機能も提供していないときの消費モード（使用者による電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを終了させることができる。）をいう。なお、必ずしも本モードを備えている必要はなく、本モードを提供する機器の場合は、本表の基準を満たすこと。
- 4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタートプログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）別表2-2」による。

表3 ブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力許容値 (W)
ブリッジ接続	USB1. x	0.1
	USB2. x	0.5
	USB3. x、ディスプレイポート（非映像接続）、サンダーボルト	0.7
ネットワーク接続	Wi-Fi	2.0
	ファストイーサネット	0.2
	ギガビットイーサネット	1.0

表4 追加能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力許容値 (W)
センサー	占有センサー	0.5
メモリ	フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2

5-8 シュレッダー

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するシュレッダーの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
シュレッダー	<p>【判断基準】</p> <p>① 待機時消費電力が、0.5W以下であること。</p> <p>② 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑤ 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> <p>⑥ 低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。</p> <p>⑦ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p>

備考)

- 1 次のいずれかに該当するものについては、判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。
 - ① 裁断モーターの出力が 500W 以上のもの
 - ② 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係る待機電力の基準

区 分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W 未満	有／無	< 2.5W
100W 以上 500W 未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

備考)

- 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。
- 2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

5-9 デジタル印刷機

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するデジタル印刷機の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
デジタル印刷機	<p>【判断基準】</p> <p>① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。</p> <p>② 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>② 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>③ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑥ 低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p>

備考)

- 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考)

- 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
- 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
- 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。
 A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの
 B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの
 A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの
- エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- A の測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

- 1 版当たりの印刷枚数 200 枚/版
- 1 時間の製版枚数 2 版/時
- 1 時間の印刷枚数 400 枚/時
- 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- テストチャート A4、画像面積比率 4~7%
- 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- 測定時の環境条件 温度：21±3℃/湿度：65±10%
測定前に 12 時間以上放置
- プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、

出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

5-10 記録用メディア

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する記録用メディアの総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
記録用メディア 〔CD-R、CD-RW、DVD-R〕	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと〔判断基準はケースに適用〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること ② 厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること ③ 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること ④ 紙製にあつては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ② 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

- 1 判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

5-1-1 電池

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する電池（単 1 形から単 4 形）の総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
一次電池又は小形充電式電池 〔アルカリ乾電池〕	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。</p> <p>【配慮事項】 ① 一次電池と比して環境への負荷がより小さい小形充電式電池の調達に努めること。 ② 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考)

- 判断基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単 1 形」「単 2 形」「単 3 形」又は「単 4 形」とする。
- 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 (寸法：高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最小平均持続時間	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
単 1 形 (61.5mm・34.2mm)	2.2	810 分	725 分
	10	81 時間	72 時間
	2.2	15 時間	13 時間
	1.5	450 分	405 分
単 2 形 (50.0mm・26.2mm)	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間
	3.9	770 分	690 分
	20	77 時間	69 時間
	3.9	12 時間	10 時間
単 3 形 (50.5mm・14.5mm)	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間
	43	60 時間	54 時間
	3.9	4.0 時間	3.6 時間
	10	11.5 時間	10.0 時間
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回
	24	31 時間	27 時間
250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間	

単4形 (44.5mm・10.5mm)	5.1	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	10	5.0時間	4.5時間
	75	44時間	39時間
	600mA(放電電流)	140回	125回

5-1-2 電子式卓上計算機

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する電子式卓上計算機の総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
電子式卓上計算機	<p>【判断基準】</p> <p>① 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考)

- 1 判断基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5-13 カートリッジ等

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するカートリッジ等の総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
トナーカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ② 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の 50%以上であること。 ③ 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の 95%以上であること。 ④ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については焼却等の減容化が行われた上で、適正処理され、単純埋め立てされないこと。 ⑤ トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦ 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 回収したトナーカートリッジの筐体のプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ② 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<p>インクカートリッジ</p>	<p>【判断基準】</p> <p>① 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。</p> <p>② 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（インクを除く）の25%以上であること。</p> <p>③ 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。</p> <p>④ 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については焼却等の減容化が行われた上で、適正処理され、単純埋め立てされないこと。</p> <p>⑤ インクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>⑥ 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。</p> <p>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------------	--

備考)

- 1 判断基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。
- 2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせ構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。
 - 1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
 - 2) 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
 - 1) 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
 - 2) 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたトナーカートリッジ質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
- 7 トナーカートリッジに係る判断基準①及びインクカートリッジに係る判断基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
 - ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断基準④及びインクカートリッジに係る判断基準③の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
- ア. トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。
 - ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く
 - ②EUの危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関するEC理事会指令 67/548/EECの付属書Iにより次のR番号の表示が義務付けられている物質
 - R40（発がん性の限定的な証拠がある）
 - R45（発がん性がある）
 - R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
 - R49（吸入すると発がん性がある）
 - R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
 - R61（胎児に危害を与える可能性がある）
 - R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）

R63 (場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)
 R68 (不可逆的な危害の可能性はある)

- ③ EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 II 及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質
- ④ 1 つ以上のアゾ基が分解されて別表 1 に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤 (染料又は顔料)

- イ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。
- ウ. トナー及びインクの MSDS (化学物質等安全データシート) を備えていること。

別表 1 特定の芳香族アミン

化学物質名		CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

10 調達を行う各所属は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

- ① 自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証 (使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等) がなされていること (一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い)
- ② 判断基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報 (製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等) 及び発生した問題を記録するよう努めること

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

- ① 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所で

の使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること

- 11 調達を行う各所属は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア．トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ．トナー又はインクに関する MSDS（化学物質等安全データシート）

ウ．各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

5-14 掛時計

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する掛時計の総数（個数）に占める基準を満たす個数の割合を 100% とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
掛時計	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。</p> <p>② 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>③ 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 判断基準の対象とする「掛時計」は、通常執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。

2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。

3 判断基準③における一次電池の電池寿命の求め方は JIS B 7026 による。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。

5-15 プロジェクタ

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するプロジェクタの総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

プロジェクタ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 製品本体の重量が表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ② 消費電力が表 2 に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③ 待機時消費電力が 0.5W 以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④ 光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 光源ランプの交換時期が 3,000 時間以上であること。 ② 可能な限り低騒音であること。 ③ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑥ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑦ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧ 製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。
--------	---

- 備考) 1 判断基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で60インチ(1.2m×0.9m)以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。
- 2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電

力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。

- 3 判断基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量の製品には適用しない。
- 4 判断基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。
- 5 判断基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ．回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。
 - ウ．光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 6 判断基準⑥における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 7 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
 - ア．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - イ．マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
 - ウ．物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
 - エ．使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

表1 製品本体重量の基準

有効光束： ϕ (1m)	光源ランプの数	重量の基準の算定式 (kg)
$\phi < 2,500$	—	$4.0 \times \alpha$
$2,500 \leq \phi < 4,000$	—	$5.0 \times \alpha$
$4,000 \leq \phi < 5,000$	1個	$0.003 \times \phi \times \alpha$
	2個以上	$0.003 \times \phi \times \alpha \times 1.1$

- 備考) 1 α は係数であって、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。
- 2 有効光束が 4,000lm 未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず 7.5kg 以下とする。

表2 消費電力の基準

有効光束： ϕ (1m)	消費電力の算定式 (W)
$\phi < 2,500$	$0.085 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$
$2,500 \leq \phi < 5,000$	$0.077 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$

備考) α 、 β 及び γ は係数であって、次の数値を表す。

- α : 解像度が WXGA (1,280×768 ドット) 以上のプロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0
- β : 超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は $1/\cos \theta$ 、それ以外の場合は 1.0。ただし、 θ は打上角 (プロジェクタのレンズ (ミラー) 中心を通る水平線と投射画面中心の角度) とし、最大で 1.3 とする
- γ : 光源にランプを 2 個以上使用する場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

6. 移動電話等

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する移動電話の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100% とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
携帯電話 PHS スマートフォン	<p>【判断基準】</p> <p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>③ 使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④ 回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。</p> <p>⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>
携帯電話 PHS スマートフォン	<p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。</p> <p>② 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。</p> <p>③ 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。</p> <p>④ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑤ 筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考)

- 1 判断基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

- 5 判断基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

- 6 判断基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの携帯電話等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、携帯電話本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済携帯電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

- エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

- 7 判断基準⑤については、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後 6 年以上保有」は適用しないものとする。

- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

- 9 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

- 10 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

- 11 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の

廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

1 2 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。
- イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
- エ. 携帯電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 携帯電話に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。	
	製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。	

7. 家電製品

7-1 電気冷蔵庫等

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する電気冷蔵庫等の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
電気冷蔵庫	<p>【判断基準】</p> <p>① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/165 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>③ 冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考)

- 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。
 - ①熱電素子を使用するもの
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③吸収式のもの
- 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断の基準③については、電気冷凍庫には適用しない。
- 5 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断基準④については、電気冷凍庫には適用しない。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 8 判断基準①については、次のとおりとする。
- ア．定格内容積 250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで本調達方針適合品とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
- イ．定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 28 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで本調達方針適合品とみなすこととする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分				基準エネルギー消費効率算定式
種 別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1 + 155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1 + 220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1 + 343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1 + 374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2 + 155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2 + 220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2 + 343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワ

ンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した
数値) (単位 : L)

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 34 号 (平成 25 年 3 月 1 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 35 号 (平成 25 年 3 月 1 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

7-2 テレビジョン受信機

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するテレビジョン受信機の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

テレビジョン受信機	<p>【判断基準】</p> <p>① 液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/198 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>② リモコン待機時の消費電力が 0.5W 以下であること。</p> <p>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機
- ②産業用のもの
- ③水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
- ④ツーリスト向け仕様のもの
- ⑤リアプロジェクション方式のもの
- ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
- ⑦ワイヤレス方式のもの
- ⑧電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの

2 「リモコン待機時の消費電力」とは、赤外線リモコンを対象とし、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の

扱いについては JIS C0950:2008 に準ずるものとする。

- 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 7 判断の基準①については、平成 28 年度 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/149 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
FHD	19V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を 1 つ有するもの	E=71
			付加機能を 2 つ有するもの	E=83
			付加機能を 3 つ有するもの	E=95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=74
			付加機能を 1 つ有するもの	E=86
			付加機能を 2 つ有するもの	E=98
			付加機能を 3 つ有するもの	E=110
	19V 型以上 32V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+21$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=2.0 \times S+33$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=2.0 \times S+45$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=2.0 \times S+57$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+36$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=2.0 \times S+48$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=2.0 \times S+60$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=2.0 \times S+72$
		液晶 4 倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+58$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=2.0 \times S+70$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=2.0 \times S+82$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=2.0 \times S+94$
	32V 型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-126$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=6.6 \times S-114$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=6.6 \times S-102$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=6.6 \times S-90$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-111$
			付加機能を 1 つ有するもの	$E=6.6 \times S-99$
			付加機能を 2 つ有するもの	$E=6.6 \times S-87$
			付加機能を 3 つ有するもの	$E=6.6 \times S-75$

その他のもの		液晶4倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-89$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-77$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-65$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-53$
	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=44$
			付加機能を1つ有するもの	$E=56$
			付加機能を2つ有するもの	$E=68$
			付加機能を3つ有するもの	$E=80$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=59$
			付加機能を1つ有するもの	$E=71$
			付加機能を2つ有するもの	$E=83$
			付加機能を3つ有するもの	$E=95$
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+6$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+18$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+30$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+42$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+21$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+33$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+45$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+57$
		液晶4倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+43$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+55$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+67$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+79$
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-141$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-129$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-117$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-105$
液晶倍速		付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-126$	
		付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-114$	
		付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-102$	
		付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-90$	
液晶4倍速又はプラズマ		付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-104$	
		付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-92$	
		付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-80$	
		付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-68$	

備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速 : 液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの
プラズマ : プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

- 4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

7-3 電気便座

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する電気便座の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100% とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
電気便座	<p>【判断基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考)

- 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。
 - ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ②温水洗浄装置のみのもの
 - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④専ら鉄道車両において用いるためのもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式として、タイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成 28 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 100/129 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで本調達方針適合品とみなすこととする。

- 4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで本調達方針適合品とみなすこととする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

7-4 電子レンジ

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する電子レンジの総数(台数)に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
電子レンジ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ② 待機時消費電力が 0.05W 未満であること。 ③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考)

- 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。
 - ① ガスオーブンを有するもの
 - ② 業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ 定格入力電圧が 200 ボルト専用のもの
 - ④ 庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの
 - ⑤ システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

機 能	区 分		基準エネルギー消費効率
	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オープン機能を有するもの（オープンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 63 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

8. エアコンディショナー等

8-1 エアコンディショナー

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するエアコンディショナーの総数（台数）に占める基準を満たすグリーン調達の台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
エアコンディショナー	<p>【判断基準】</p> <p>①エネルギーの消費に関しては次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 家庭用品品質表示法施行令別表第3号（七）のエアコンディショナー（以下「家庭用エアコンディショナー」という）であって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>(2) 上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>(3) 家庭用のエアコンディショナーにあつては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。</p> <p>(4) 業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 業務の用に供するエアコンディショナーにあつては、冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。</p> <p>④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考)

1 以下の項目に該当するものは、判断基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まないもの

とする。

- ①冷房能力が 28kW（マルチタイプのもの：1 の室外機に 2 以上の室内機を接続するものは 50.4kW）を超えるもの
- ②ウインド形・ウォール形及び冷房専用のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑧スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑩高气密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ⑭熱回収式マルチエアコン

2 「マルチタイプのもの」とは、1 の室外機に 2 以上の室内機を接続するものをいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用ものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

5 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW超 4.0kW以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

備考)

- 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
- エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第213号(平成21年6月22日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表2において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW超5.0kW以下	5.5
	5.0kW超6.3kW以下	5.0
	6.3kW超28.0kW以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	3.2kW以下	5.2
	3.2kW超4.0kW以下	4.8
	4.0kW超28.0kW以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	5.4
	4.0kW超7.1kW以下	5.4
	7.1kW超28.0kW以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW未満	E=6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	E=5.1
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもの で室内機の運転を 個別制御するもの		10.0kW未満	E=5.7
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW以上40.0kW未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW以上50.4kW以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きで ダクト接続形のもの	直吹き形	20.0kW未満	E=4.9
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.9

の及びこれに類するもの	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7

備考)

- 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- 2 E 及び A は次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率） A：冷房能力（単位：kW）
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号（平成 21 年 6 月 22 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

8-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するガスヒートポンプ式冷暖房機の総数（台数）に占める基準を満たすグリーン調達の台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p>【判断基準】</p> <p>① 期間成績係数が 1.07 以上であること。</p> <p>② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ プラスチック部品が使用される場合は、再生プラスチックが可能な限り使用されること。</p> <p>④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考)

- 判断基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS 適合機種	期間成績係数 (APF)	1.42
JIS 適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1.15

備考)

- 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1:2006 による。
- 一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$\text{COP} = (\text{Cc} / (\text{Egc} + \text{Eec}) + \text{Ch} / (\text{Egh} + \text{Eeh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位：kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec：冷房消費電力（単位：kW）を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch：暖房標準能力（単位：kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B 8627-2:2000 又は B 8627-3:2000 の規定する方法により測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

8-3 ストープ

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するストーブの総数（台数）に占める基準を満たすグリーン調達の台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
ストーブ	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① ガスストーブにあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p>② 石油ストーブは、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考)

1 判断基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限りに、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

①開放式のもの

②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③半密閉式ガスストーブ

④最大の燃料消費量が 4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

⑤最大の燃料消費量が 2.75 L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第55号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 各区分項目における基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5 L/h を越えるもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E 及び L は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : %) L : 最大燃料消費量 (単位 : L/h)

9. 温水器等

【配慮事項】

- ① 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること
- ② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

9-1 電気給湯器

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する電気給湯器の総数(台数)に占める基準を満たす台数の割合を 100% とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
ヒートポンプ式電気給湯器	【判断基準】 ① 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、成績係数が 3.50 以上であること。 ③ フロン類が使用されていないこと。

備考)

- 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断基準の対象とする「ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
- 2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数の算出方法は、次式による。

成績係数 (COP) = 定格加熱能力 / 定格消費電力

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする (単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする (単位：kW)

別表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件 (単位：℃)
外気温度 (DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度 (単位：℃)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度 (単位：℃)

- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 判断基準③は、業務の用に供するために製造されたものについては適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表 ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準 (4人世帯)	240 リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.4
			無	一缶	3.0
				多缶	2.6
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.6
				多缶	2.3
	240 リットル以上 320 リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	320 リットル以上 550 リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	3.3
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
550 リットル以上	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.9	
			多缶	2.5	
		無	一缶	2.9	
			多缶	2.5	
	寒冷地仕様	有	一缶	2.4	
			多缶	2.1	
		無	一缶	2.5	
			多缶	2.2	
少人数 (2人世帯)	—	寒冷地仕様 以外のもの	有	—	2.4
			無	—	2.8
		寒冷地仕様	有	—	2.0
			無	—	2.4

備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

- 2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。
- 3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

9-2 ガス温水機器

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するガス温水機器の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
ガス温水機器	【判断基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

- ①貯蔵式湯沸器
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
- ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

ガス温水機器の種別	区 分			基準エネルギー消費効率
	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま (給湯付のもの以外)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)	75.5
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式		自然循環式	70.8
			強制循環式	77.0
ガスふろがま (給湯付のもの)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)	78.0
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	77.0

			屋外式	78.9
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器 (給湯付のもの以外)				83.4
ガス暖房機器 (給湯付のもの)				83.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第57号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

9-3 石油温水機器

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する石油温水機器の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
石油温水機器	【判断基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。

備考)

- 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。
 - ①ポット式バーナー付きふろがま
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
 - ④ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
用 途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン-オフ制御	87.0
		オン-オフ制御以外のもの	82.0
貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0	
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

- 備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。

- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（JIS S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が 200 秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 58 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

9-4 ガス調理機器

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するガス調理機器の総数（台数）に占める基準を満たす台数の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
ガス調理機器	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① こんろ部にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p>② グリル部にあつては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した数値を上回らないこと。</p> <p>③ オープン部にあつては、エネルギー消費効率が表 3 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した数値を上回らないこと。</p>

備考)

- 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。
 - ①業務の用に供するために製造されたもの
 - ②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③ガスグリル
 - ④ガスクッキングテーブル
 - ⑤ガス炊飯器
 - ⑥カセットこんろ
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

ガス調理機器の種別	区 分		こんろ部 基準エネルギー消費効率
	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2 口以下	56.3
		3 口以上	52.4
	組込形	2 口以下	53.0
		3 口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こゝろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表 2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

- 備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。
 E : グリル部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)
 Vg : 庫内容積 (単位 : L)
- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
 - 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
 - 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
 - 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
 - 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
 - 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表 3 ガス調理機器のオープン部 (ガスオープンを含む) に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6Vo+306$
組込形	$E=18.6Vo+83.3$

- 備考) 1 E 及び Vo は、次の数値を表すものとする。

E : オープン部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)

V_0 : 庫内容積 (単位 : L)

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
- 6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

10. 照明

10-1 照明器具

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する照明器具の発注総額に占める基準を満たす発注金額の割合を 100%とする。

(2) 判断基準等

【判断基準】

特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ① 初期照度補正制御、人感センサー制御、あかるさセンサー制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。

品目	判断基準等
蛍光灯照明器具	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 使用用途が家庭用にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 127/100 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
LED照明器具	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 固有エネルギー消費効率が表 2 に示された基準を満たすこと。 ② 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ③ LEDモジュール寿命は 40,000 時間以上であること。 ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
LEDを光源とした内照式表示灯	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

備考)

1 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ① 防爆型のもの
- ② 耐熱型のもの

- ③防じん構造のもの
 - ④耐食型のもの
 - ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
 - ⑦鉱工業用機械用に設計されたもの
 - ⑧家具用に設計されたもの
 - ⑨さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
 - ⑩蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
- 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断基準②を満たすことで本調達方針適合品とみなすこととする。
 - 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:-2008 に準ずるものとする。
 - 5 「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。
 - 6 LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
 - 7 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及演色評価数測定に準ずるものとする。
 - 8 LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。
 - 9 LED 照明器具の配光測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具第 5 部：配光測定方法」に準ずるものとする。
 - 10 「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

- 11 LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。
- 12 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 13 調達を行う各所属は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 14 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

使用用途	区 分		基準エネルギー消費効率
	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が86以上の蛍光灯を使用するもの	100.8
		蛍光灯の大きさの区分が86未満の蛍光灯を使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち2本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70以上のもの(蛍光灯の大きさの区分が20の直管形蛍光灯を使用するものを除く)	91.6
		使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光灯の大きさが20の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考) 1 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあつては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあつては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあつては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあつては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあつては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号(平成22年3月19日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 LED 照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	70lm/W 以上
昼白色	
白色	60lm/W 以上
温白色	
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112 に規定する蛍光灯の光源色の区分に準ずるものとする。

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、「LED 照明器具」に含まれないものとする。

10-2 ランプ

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するランプの発注総額に占める基準を満たす発注金額の割合を 100%とする。

【配慮事項】

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)	<p>【判断基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 高周波点灯専用形 (HF) である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 100lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 25.5 (±1.2) mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 <p>② ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で 85lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。
電球形形状のランプ	<p>【判断基準】</p> <p>使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90 度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Ra が70 以上であること。 ウ. 定格寿命は30,000時間以上であること。 <p>② 電球形形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。 ウ. 定格寿命は6,000時間以上であること。 <p>③ 上記①、②以外の電球形形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であること。 イ. 定格寿命は6,000時間以上であること。

備考)

- 1 判断基準の対象とする「電球形 LED ランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能ランプとする。
ただし、人感センサー、非常用照明 (直流電源回路) 等は除く。

- 2 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 3 「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形のランプとする。
- 4 電球形LEDランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第3部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。
- 5 電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2（一般照明用電球形蛍光ランプ第2部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。
- 6 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 非常用照明器具用の蛍光ランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。
 - イ. 電球形蛍光ランプを電球形LEDランプに交換する場合は、当該ランプの使用条件、光源色やランプ効率、製品寿命等について、本項の判断の基準を比較検討の上、適切なランプを選択すること。

表1 LEDランプに係るランプ効率の基準

全光束	光源色	ランプ効率
400lm以上	昼光色	75lm/W以上
	昼白色	
	白色	60lm/W以上
	温白色	
	電球色	
400lm未満	昼光色	65lm/W以上
	昼白色	
	白色	55lm/W以上
	温白色	
	電球色	

備考)

- 1 「光源色」は、JIS Z 9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、「LED照明器具」に含まれないものとする。
- 3 調光・調色対応ランプについては、表1の全光束別・光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表2 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6

	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

- ① 蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
- ② 光束を調節する機能を有するもの
- ③ 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの
- ④ 鶏舎用に設計されたもの
- ⑤ 蛍光ランプが分離できるもの
- ⑥ 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年3月19日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

1 1. 自動車等

(1) 自動車等共通の用語の定義

下記の表に定める品目については、共通して下記の【用語の定義】を踏まえ、数値目標の対象とする。

【用語の定義】

- ①本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- ②「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。
- ③「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- ④「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- ⑤「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- ⑥「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- ⑦「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

1 1 - 1 自動車

(1) 数値目標

平成 28 年度の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）を 1 0 0 % とする。

(2) 数値目標の対象となる品目及び個別の判断基準

品目	判断基準、配慮事項
自動車	<p>【判断基準】</p> <p>○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>なお、原則として(1)～(6)の導入を促進することとし、(1)～(6)で導入できる自動車がない場合には(7)又は(8)、(7)又は(8)においても導入できる自動車がない場合は(9)の導入に努めること。</p> <p>(1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド自動車 (4)プラグインハイブリッド自動車 (5)燃料電池自動車 (6)水素エンジン自動車 (7)クリーンディーゼル車 ディーゼル乗用車のうち、平成 27 年度燃費基準達成車以上の燃費性能を有する自動車 (8)超低燃費車 ガソリン車、LP ガス車及び(7)を除くディーゼル車のうち平成 27 年度燃費基準達成車以上の燃費性能を有する自動車 ただし、乗用車又は貨物車、乗合自動車、特種自動車のうち車両総重量が 3.5t 以下のものにあつては、以下に定める排出ガスの低減レベル以上に適合する自動車 (ア)一般公用車（緊急用車両等を除く、通常の行政事務の用に供する乗用車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあつては、低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示 103 号。以下「認定実施要領」という。）平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に適合する自動車 (イ) (ア)を除くものにあつては、認定実施要領平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル以上に適合する自動車 (9)その他のガソリン車、LP ガス車 以下に定める排出ガスの低減レベル以上に適合し、平成 22 年度燃費基準達成車以上の燃費性能を有する自動車 (ア)一般公用車にあつては、認定実施要領平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に適合する自動車 (イ) (ア)を除く乗用車又は貨物車、特殊自動車のうち車両総重量が 3.5 t 以下のものにあつては、認定実施要領平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル以上に適合する自動車</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。</p> <p>②鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</p>

	<p>③ 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④ 再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ 植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥ アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p> <p>⑦ エコドライブ支援機能を搭載していること。</p>
--	--

備考)

- 1 「自動車」の判断基準は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪車を除く。）を対象とする。
ただし、次に掲げる場合については、当該各号に掲げるとおりとする。
 - ①警察本部において使用する緊急用車両及び特別仕様車を調達する場合
求められる性能を備えた自動車の中で、上記の判断基準を満たす自動車が現状では供給されていない場合があるため、数値目標の対象としない。
 - ②短期間のレンタル契約により借り入れる自動車
事業者による供給体制が十分でないため、数値目標の対象としないが、事業者に対する供給体制の整備を働きかけるとともに、できるだけ、判断基準を満たす自動車の借入に努めることとする。
- 2 「認定実施要領平成17年基準排出ガス75%低減レベル以上」とは、表1-1に示された区分ごとの排出ガス基準値以上に適合することをいう。
- 3 「認定実施要領平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上」とは、表1-2に示された区分ごとの排出ガス基準値以上に適合することをいう。
- 4 「平成27年度燃費基準達成車」とは、表2-1、表3、表4、表5-1及び表6～表8に示された区分ごとの燃費基準値以上の燃費性能を有する自動車をいう。
ただし、LPガス車にあつては、「平成22年度燃費基準+25%達成率」（表2-2及び5-2に示された区分ごとの燃料基準値に100分の125を乗じた値以上の燃費性能を有する自動車）をもって、「平成27年度燃費基準達成車」とみなすこととする。
- 5 「平成22年度燃費基準達成車」とは、表2-2及び5-2に示された区分ごとの燃料基準値以上の燃費性能を有する自動車をいう。
- 6 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 7 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 8 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 9 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

表 1 - 1 平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル

区 分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1. 15g/km 以下	0. 013g/km 以下	0. 013g/km 以下
軽量貨物車、乗合自動車及び特種自動車 (1. 7t 以下)	1. 15g/km 以下	0. 013g/km 以下	0. 013g/km 以下
中量貨物車、乗合自動車及び特種自動車 (1. 7t 超)	2. 55g/km 以下	0. 013g/km 以下	0. 018g/km 以下
軽貨物車	4. 02g/km 以下	0. 013g/km 以下	0. 013g/km 以下

- 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。以下同じ
 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1. 7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1. 7t 超 3. 5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

表 1 - 2 平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル

区 分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1. 15g/km 以下	0. 013g/km 超 0. 025g/km 以下	0. 013g/km 超 0. 025g/km 以下
軽量貨物車、乗合自動車及び特種自動車 (1. 7t 以下)	1. 15g/km 以下	0. 013g/km 超 0. 025g/km 以下	0. 013g/km 超 0. 025g/km 以下
中量貨物車、乗合自動車及び特種自動車 (1. 7t 超)	2. 55g/km 以下	0. 013g/km 超 0. 025g/km 以下	0. 018g/km 超 0. 035g/km 以下
軽貨物車	4. 02g/km 以下	0. 013g/km 超 0. 025g/km 以下	0. 013g/km 超 0. 025g/km 以下

表 2 - 1 ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準 目標年度：平成27年度

区 分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg未満	22. 5km/L以上	24. 8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	21. 8km/L以上	24. 0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	21. 0km/L以上	23. 1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	20. 8km/L以上	22. 9km/L以上
車両重量が 971kg以上1, 081kg未満	20. 5km/L以上	22. 6km/L以上
車両重量が1, 081kg以上1, 196kg未満	18. 7km/L以上	20. 6km/L以上
車両重量が1, 196kg以上1, 311kg未満	17. 2km/L以上	18. 9km/L以上
車両重量が1, 311kg以上1, 421kg未満	15. 8km/L以上	17. 4km/L以上
車両重量が1, 421kg以上1, 531kg未満	14. 4km/L以上	15. 8km/L以上

車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

表2-2 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準 目標年度：平成22年度

区 分	燃費基準値
車両重量が703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が703kg以上828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表3 乗合自動車（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準 目標年度：平成27年度

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4 乗合自動車（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃料基準 目標年度：平成27年度

区 分	燃費基準値
車両重量が3.5t超6t以下	9.04km/L以上
車両重量が6t超8t以下	6.52km/L以上
車両重量が8t超10t以下	6.37km/L以上
車両重量が10t超12t以下	5.70km/L以上
車両重量が12t超14t以下	5.21km/L以上
車両重量が14t超16t以下	4.06km/L以上
車両重量が16t超	3.57km/L以上

表5-1 ガソリン小型貨物車に係るJC08モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上
		856kg以上		18.9km/L以上
	手 動 式	741kg未満		構造B
741kg以上 856kg未満		18.0km/L以上		

		856kg以上 971kg未満		17.2km/L以上
		971kg以上		16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.4km/L以上
		741kg以上 856kg未満		16.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		15.4km/L以上
	971kg以上	14.7km/L以上		
軽量貨物車	手動式	1,081kg未満		18.5km/L以上
		1,081kg以上		17.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
	1,196kg以上	14.7km/L以上		
中量貨物車	手動式		構造A	14.2km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満		13.3km/L以上
		1,311kg以上		12.7km/L以上
	手動式	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	10.6km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上
	1,761kg以上	構造B1	9.7km/L以上	
		構造B2	8.9km/L以上	
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上
			構造B2	10.5km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	9.6km/L以上
		構造B2	8.9km/L以上	
1,531kg以上1,651kg未満		構造B1	9.4km/L以上	
		構造B2	8.6km/L以上	
1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上		
1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上		
1,761kg以上1,871kg未満		8.8km/L以上		
1,871kg以上		8.5km/L以上		

- 備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。
- i 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ii 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - iii 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 2 「構造 B」とは、構造 A以外の構造をいう。以下同じ。
- 3 「構造 B1」とは、構造 Bのうち備考 1 口に掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。
- 4 「構造 B2」とは、構造 Bのうち構造 B1以外の構造をいう。以下同じ。

- 5 JC08 モード燃費値を測定していない自動車にあつては、平成 26 年 2 月末までは、表 4 - 2 の燃費基準値を満たすことで、表 4 - 1 の燃費基準値を満たしたものとみなすこととする。

表 5 - 2 LP ガス貨物車（車両総重量 2.5 t 以下）に係る 10・15 モード燃費基準

目標年度：平成 22 年度

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg 未満	構造 A	15.8km/L 以上
			構造 B	13.3km/L 以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	14.1km/L 以上
			構造 B	13.1km/L 以上
	828kg 以上		12.1km/L 以上	
	手動式以外のもの	703kg 未満	構造 A	14.8km/L 以上
			構造 B	12.7km/L 以上
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	12.9km/L 以上
構造 B			12.1km/L 以上	
828kg 以上		11.7km/L 以上		
軽量貨物車	手動式	1,016kg 未満		13.9km/L 以上
		1,016kg 以上		12.3km/L 以上
	手動式以外のもの	1,016kg 未満		11.7km/L 以上
		1,016kg 以上		10.8km/L 以上
中量貨物車（車両総重量が 2.5 t 以下のものに限る）	手動式	1,266kg 未満	構造 A	11.3km/L 以上
			構造 B	9.6km/L 以上
		1,266kg 以上 1,516kg 未満		8.4km/L 以上
			1,516kg 以上	
	手動式以外のもの	1,266kg 未満	構造 A	9.8km/L 以上
			構造 B	8.8km/L 以上
1,266kg 以上		8.1km/L 以上		

表6 ディーゼル貨物車（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準 目標年度：平成27年度

自動車の種別	変速装置の方式	区 分		燃費基準値
		車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造A	25.5 km/L以上
		741kg以上		22.3 km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0 km/L以上
		741kg以上 856kg未満		21.6 km/L以上
		856kg以上		20.8 km/L以上
		741kg未満		20.0 km/L以上
	手動式	741kg以上 856kg未満	構造B	19.8 km/L以上
		856kg以上 971kg未満		18.9 km/L以上
		971kg以上		18.0 km/L以上
		手動式以外のもの		741kg未満
	741kg以上 856kg未満			17.6 km/L以上
	856kg以上 971kg未満			16.9 km/L以上
971kg以上	16.2 km/L以上			
車両総重量が 1.7t以下のもの	手動式	1,081kg未満		
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg以上		19.1km/L以上
		1,081kg以上 1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
車両総重量が 1.7t超 3.5t以下 のもの	手動式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上 1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上 1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上 2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上		
	構造B2	11.1km/L以上		
車両総重量が 1.7t超 3.5t以下 のもの	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上 1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上 1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上 2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上		
	構造B2	8.8km/L以上		

表7 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.23km/L以上	4.06km/L以上
車両総重量が 16t超		3.57km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表8 トラック等（軽油を燃料とする車両総重量 3.5 t 超の貨物自動車であって、けん引自動車を除くもの）に係る重量車モード燃費基準 目標年度：平成 27 年度

区 分	燃費基準値
車両総重量が 3.5t 超 7.5 t 以下 (最大積載量が 1.5t 以下のものに限る)	10.83km/L 以上
車両総重量が 3.5t 超 7.5 t 以下 (最大積載量が 1.5t 超 2t 以下のものに限る)	10.35km/L 以上
車両総重量が 3.5t 超 7.5t 以下 (最大積載量が 2t 超 3t 以下のものに限る)	9.51km/L 以上
車両総重量が 3.5t 超 7.5t 以下 (最大積載量が 3t 超のものに限る)	8.12km/L 以上
車両総重量が 7.5t 超 8t 以下	7.24km/L 以上
車両総重量が 8t 超 10t 以下	6.52km/L 以上
車両総重量が 10t 超 12t 以下	6.00km/L 以上
車両総重量が 12t 超 14t 以下	5.69km/L 以上
車両総重量が 14t 超 16t 以下	4.97km/L 以上
車両総重量が 16t 超 20t 以下	4.15km/L 以上
車両総重量が 20t 超	4.04km/L 以上

表9 トラクタ（軽油を燃料とする車両総重量 3.5 t 超の貨物自動車であって、けん引自動車に限るもの）に係る重量モード燃費基準 目標年度：平成 27 年度

区 分	燃費基準値
車両総重量が 20t 以下	3.09km/L 以上
車両総重量が 20t 超	2.01km/L 以上

11-2 ITS対応車載器

(1) 数値目標

平成28年度には、装置の必要性及び予算を勘案し、調達の推進に努める。

(2) 数値目標の対象となる品目及び個別の判断基準

品目	判断基準
ETC対応車載器	<p>【判断基準】 ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。</p>
カーナビゲーションシステム	<p>【判断基準】 走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。</p> <p>① 走行中の自動車の現在位置・進行方向 ② 周辺の道路交通状況に関する現在情報</p>

11-3 タイヤ

(1) 数値目標

平成28年度の乗用車用タイヤの調達総量(本数)に占める基準を満たす調達総数の数(本数)を100%とする。

(2) 数値目標の対象となる品目及び個別の判断基準

品目	判断基準、配慮事項
乗用車用タイヤ	<p>【判断基準】</p> <p>① 転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ② スパイクタイヤでないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
 - 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234による。
 - 3 判断の基準①については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法(案)」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。
 - 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」(平成2年法律第55号)の趣旨を踏まえたものである。

1 2. 消火器

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する消火器の本数に占める基準を満たす本数を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
消火器	<p>【判断基準】</p> <p>① 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>② 製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考)

- 1 判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年 9 月 17 日自治省令第 27 号）」による粉末消火器であって、A 火災、B 火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
- 2 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルされるためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

1.3. 制服・作業服

(1) 数値目標

平成28年度に新たに調達する制服・作業服の発注総額に占める基準を満たす発注金額を100%とする。

(2) 判断基準等

- ① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

品目	判断基準等
制服	【判断基準】
作業服	<p>① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>ア. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>イ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

帽子	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----	---

備考)

- 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 3 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS k 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において 60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性ではない性能をいう。
- 4 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

ること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

- 7 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 調達を行う各所属は、クリーニング等を行う際には、次の事項に十分留意すること。
 - ア．クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。
 - イ．JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

1 4. インテリア・寝装寝具

1 4-1 カーテン等

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するカーテンまたは布製ブラインドの発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
カーテン 布製ブラインド	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③ 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
金属製ブラインド	<p>【判断の基準】 ○日射反射率が表に示された数値以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考)

1 「再生PET樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 6 調達を行う各所属は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。
- 7 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS k 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において 60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性ではない性能をいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L*の測定及び算出方法は、JIS Z8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。

表 日射反射率の基準

明度 L*値	日射反射率 (%)
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

14-2 カーペット

(1) 数値目標

平成28年度に新たに調達するカーペットの発注総額に占める基準を満たす発注金額を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
タフテッドカーペット	<p>【判断基準】 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
タイルカーペット	
織じゅうたん	
ニードルパンチカーペット	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 植物を原料とする生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ. 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>

備考)

- 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。
- 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）を再生した繊維をいう。

- 3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS k 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において 60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性ではない性能をいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認された合成繊維」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
 - 「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 - ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

1 4 - 3 毛布等

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する毛布等の発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
毛布	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25% 以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10% 以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>

ふとん	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア．再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維重量比で 25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>イ．再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>② 使用済みふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
-----	---

備考)

- 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 5 ふとんの判断基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。
- 6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 7 調達を行う各所属は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

14-4 ベッド

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するベッドの発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
ベッドフレーム	<p>【判断基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること。</p> <p>② 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³ h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>③ 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</p> <p>③ 材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

<p>マットレス</p>	<p>【判断基準】</p> <p>① 詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件をみたすこと。</p> <p>ア. ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で 25%以上使用されていること。</p> <p>イ. 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量で 25%以上使用されていること。</p> <p>② フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。</p> <p>③ 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は 75ppm 以下であること。</p> <p>④ ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	--

備考)

- 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、判断基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。
- 2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、判断基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。
- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 6 「繊維部品全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部品全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 7 放散速度が 0.02mg/m²h 以下と同等のものとは、次によるものとする。
 - ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基

準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたものの。JIS S 1102 に低号する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

- イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。
- 10 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 11 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 12 ベッドフレームに係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、判断基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 13 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。
- 14 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

15. 作業手袋

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する作業手袋の発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
作業手袋	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。</p> <p>② ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。</p> <p>② 漂白剤を使用していないこと。</p>

備考)

- 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リクター等）を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

16. その他繊維製品

16-1 テント・シート類

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達するテント・シート類の発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100% とする。

(2) 判断基準等

【配慮事項】

製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

品目	判断基準等
集会用テント	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ① 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ブルーシート	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考)

- 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

 - ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

 - ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

16-2 防球ネット

(1) 数値目標

平成28年度に新たに調達する防球ネットの発注総額に占める基準を満たす発注金額を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
防球ネット	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。</p> <p>① ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>② ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>③ 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>

備考)

- 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

16-3 旗・のぼり・幕類

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する旗・のぼり・幕類の発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100% とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
旗	<p>【判断基準】</p> <p>① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>② 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>③ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>② 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③ 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
のぼり	
幕	

備考) 1 判断基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

2 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂か

ら得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

16-4 モップ

(1) 数値目標

平成28年度に新たに調達するモップの発注総額に占める基準を満たす発注金額を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
モップ	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>② 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>

- 備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。
- 2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）を再生した繊維をいう。
- 3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要

件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

17. 設備

数値目標、判断基準等

品 目	判 断 基 準 等	目 標
太陽光発電システム (公共・産業用)	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ② 太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。 ③ 発電電力量等が確認できるものであること。 ④ 太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤ パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥ 太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③ 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ④ 太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤ 鉛はんだを使用していないこと。 	<p>平成28年度には、システム設置の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

太陽熱利用システム（公共・産業用）	<p>【判断基準】</p> <p>① 日射量が 20,930kJ/(㎡・日)かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が 10K である時、集熱量が 8,372 kJ/(㎡・日)以上であること。</p> <p>② 集熱器及び周辺機器について、別表 2 に示された項目が、ウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用や材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② 集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>③ 外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>④ 鉛はんだを使用していないこと。</p>	平成 28 年度には、システム設置の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。
-------------------	--	--

- 備考) 1 判断基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 3 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。
- $$\text{セル実効変換効率} = \text{モジュールの公称最大出力} / (\text{太陽電池セルの合計面積} \times \text{放射照度})$$
- $$\text{太陽電池セルの合計面積} = 1 \text{ セルの全面積} \times 1 \text{ モジュールのセル数}$$
- $$\text{放射照度} = 1000\text{W}/\text{m}^2$$
- 1 セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。
- 4 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
- 5 「集熱効率」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。
- 6 太陽電池モジュールの設計適格性確認及び形式認定については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。
- 7 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表 1 又は 2 の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
- ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

オ. 調達にあたっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要な情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。

表 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

別表1 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	JIS C 8911 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）		
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式 等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保証体制	保証履行期限等

別表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量 算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	瞬間効率40%が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の上がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の上がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
	その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）	
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等） 等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限 等

品目	判断基準等	目標
燃料電池	<p>【判断基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>	平成28年度には、設備設置の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。
生ゴミ処理機	<p>【判断基準】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ② 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 	平成28年度には、設備設置の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。

<p>節水機器</p>	<p>【判断基準】</p> <p><共通事項> 電気を使用しないこと。</p> <p><個別事項></p> <p>① 節水コマにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。</p> <p>② 定流量弁にあつては、水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 5～8 リットル/分であること。</p> <p>③ 泡沫キャップにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5 リットル/分以上の吐水流量であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。</p> <p>② 使用用途における従前どおりの使用感であること。</p> <p>③ 吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p>	<p>平成 28 年度には、設備設置の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>
-------------	---	---

備考)

- 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであつて、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
- 3 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061（給水栓）の吐水流量試験に準ずるものとする。また、JIS B 2061 で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断の基準<個別事項>①を満たす。
- 4 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。
なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。
- 5 判断基準の対象の「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであつて、次の要件を満たすものとする。
ア. ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
イ. 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応すること。

ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

- 6 判断基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

品目	判断基準等	目標
日射調整フィルム	<p>【判断基準】</p> <p>① 遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。</p> <p>② 熱貫流率5.9W/(㎡・K)未満であること。</p> <p>③ 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>④ 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>⑤ 上記①から④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑥ フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>【配慮事項】 遮蔽係数は可能な限り低いものであること。</p>	平成28年度には、設備設置の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。

備考)

- 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。
- 3 判断の基準①において、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
- 4 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断基準①に示されたものから±0.10の範囲であること。
- 5 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
- 6 調達を行う各所属にあつては、次の事項に留意すること。
 - ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
 - イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
 - ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
 - エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

18. 防災備蓄用品

18-1 防災備蓄用品（飲料水）

(1) 数値目標

平成28年度に新たに調達する防災備蓄用品（飲料水）の発注総額に占める基準を満たす発注金額を100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準、配慮事項
ペットボトル飲料水	<p>【判断基準】</p> <p>① 賞味期限が5年以上であること。</p> <p>② 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p> <p>② 容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。</p> <p>③ 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>

備考)

- 判断基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、防災用に長期保管する目的で調達するものとする。
- 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
- 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- ペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品が無償提供できる「フリーバンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧案すること。
- 防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
- 災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

- 8 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

18-2 防災備蓄用品（食料）

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する防災備蓄用品（食料）の発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品	判断基準等
缶詰	【判断基準】 ① 賞味期限が5年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○ 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
アルファ化米	
保存パン	
乾パン	
レトルト食品等	【判断基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 賞味期限が5年以上であること。 イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○ 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
栄養調整食品	【判断の基準】 ① 賞味期限が3年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○ 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
フリーズドライ食品	

備考)

- 判断基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、防災備蓄用品として調達するものに限る。
- 「レトルト食品等」とは、気密性及び遮光性を有する容器に調整した食品を充填し、熱溶解により密封された製品をいう。

- 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。
- 4 「缶詰」の判断の基準①については、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、賞味期限3年以上であることをもって本調達方針適合品とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
- 5 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
- 6 判断の基準②の原材料名については、梱包用外装には適用しない。
- 7 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- 8 防災備蓄用品を調達するにあたって、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 9 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
- 10 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

18-3 防災備蓄用品（生活用品・資材）

(1) 数値目標

平成 28 年度に新たに調達する防災備蓄用品（生活用品・資材）の発注総額に占める基準を満たす発注金額を 100%とする。

(2) 判断基準等

品目	判断基準、配慮事項
毛布	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
作業手袋	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。</p> <p>② ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。</p> <p>② 漂白剤を使用していないこと。</p>

テント	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。</p> <p>② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>③ 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
ブルーシート	<p>【判断基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考)

- 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)) を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 5 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 6 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))。
- 7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業

- 者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。
- 「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 8 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- 9 防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

品目	判断基準、配慮事項
一次電池	<p>【判断基準】</p> <p>① 一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>② 使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考)

- 判断基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
- 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。
- 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- 防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最低平均持続時間又は最小平均持続時間

形状の通称 (寸法：高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最小平均持続時間	
		初 度	12 か月貯蔵後及 び 使用推奨期間内
単 1 形 (61.5mm・34.2mm)	2.2	810 分	725 分
	10	81 時間	72 時間
	2.2	15 時間	13 時間
	1.5	450 分	405 分
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間
単 2 形 (50.0mm・26.2mm)	3.9	770 分	690 分
	20	77 時間	69 時間
	3.9	12 時間	10 時間
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間
単 3 形 (50.5mm・14.5mm)	43	60 時間	54 時間
	3.9	4.0 時間	3.6 時間
	10	11.5 時間	10.0 時間
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回
	24	31 時間	27 時間
	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間
単 4 形 (44.5mm・10.5mm)	5.1	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	10	5.0 時間	4.5 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	140 回	125 回

品目	判断基準、配慮事項
非常用携帯燃料	【判断基準】 ① 品質保証期限が5年以上であること。 ② 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 製品の包装及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

- 1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- 2 防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 3 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

品目	判断基準等
携帯発電機	【判断基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（燃料が天然ガス又はLPガスのものを含む。）にあつては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあつては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。 ② 騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③ 連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあつては1時間以上であること。 【配慮事項】 ① 燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ② 使用時の負荷に対応したエンジン回転数に自動制御する機能を有していること。 ③ 製品の小型化、軽量化が図られていること。 ④ 製品の長寿命化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 判断基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA 以下の発動発電機とする。
- 2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法（平成9年建設省告示第1537号）」による。
 - 3 調達を行う各部局が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

4 調達を行う各部局は、発電する電気の周波数に留意すること。

表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)	
	HC+NOx	CO
66cc 未満	50	610
66cc 以上 100cc 未満	40	
100cc 以上 225cc 未満	16.1	
225cc 以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のG2モードによる。

表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス規制値

排出ガス基準値 (g/kWh)		
HC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。

19. 工事

(1) 数値目標

平成 28 年度の工事について、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械、工法について品目ごとの判断基準等を満足するものの使用に努める。

また、数値目標は下表に掲げるとおりとする。なお、下表に掲げられていないものについては、今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、国等の状況を参考にしながら、目標の立て方について検討していくこととする。

品目名	数 値 目 標
アスファルト混合物を使用する際の再生加熱アスファルト混合物利用率（重交通道路舗装や排水性舗装等の特殊アスファルト混合物が必要な場合を除く）	90%
構内道路舗装の路盤に砕石を使用する際の再生砕石利用率（環境配慮が必要な場合を除く）	90%
間伐材（小径丸太、チップ等）利用率	90%
自動水栓（トイレ洗面又は手洗い）利用率	90%

(2) 判断基準等

品目	判断基準等
工 事	<p>工事は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる安全性や機能確保が必要であること、 ・資材等の使用にあたっては、各事業特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて留意する必要があること、 ・予算の適正使用の観点から、コスト削減に取り組んでいること、 ・事業の目的や工作物の用途、施行上の難易により資材等の使用形態に差異があること、 ・調達可能な地域や数量が限られている資材等もあること、 <p>などの点に留意する必要がある。</p> <p>このため、工事における「判断基準」に記載する義務付けは、工事等の実施にあたって支障のある場合には適用しないものとする。</p> <p>【判断基準】</p> <p>契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 塗装の工事に使用する塗料について、揮発性有機化合物（VOC）の含有量の少ない塗料(※)を使用するよう配慮されていること。</p> <p>※VOCの含有量の少ない塗料とは、顔料等の不揮発分以外に含まれる成分のうちVOC成分が少ない塗料又はVOC成分を含まない塗料で、例えば、以下に示す種類の塗料をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水性塗料：水が塗料溶剤又は希釈溶剤の中心となる塗料 （例）エマルジョン型塗料、水溶性塗料 ・ハイソリッド型塗料：塗料溶剤又は希釈溶剤としてVOC成分を含有するが、顔料等の不揮発分の含有率が高い塗料 ・無溶剤型塗料：塗料溶剤及び希釈溶剤としてVOC成分を含まない塗料 （例）多液型塗料等 <p>② 資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

注) 資材、建設機械、工法及び目的物の使用の義務付けは、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施するものとする。

表1 資材、設機械、工法及び目的物の品目

環境物品 品目名	分類	品目名		品目ごとの 判断基準
		(品目分類)	(品目名)	
工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	

			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良材		地盤改良用製鋼スラグ
	コンクリート用スラグ骨材		高炉スラグ骨材
			フェロニッケルスラグ骨材
			銅スラグ骨材
	アスファルト混合物		電気炉酸化スラグ骨材
			再生加熱アスファルト混合物
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
	路盤材		中温化アスファルト混合物
			鉄鋼スラグ混入路盤材
			再生骨材等
	小径丸太材		間伐材
	混合セメント		高炉セメント
			フライアッシュセメント
	セメント		エコセメント
	コンクリート及びコンクリート製品		透水性コンクリート
	鉄鋼スラグ水和固化体		鉄鋼スラグブロック
	吹付けコンクリート		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料		下塗用塗料（重防食）
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
			高日射反射率塗料
	防水		高日射反射率防水
	舗装材		再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
	園芸資材		バークたい肥
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	道路照明		環境配慮型道路照明
	中央分離帯ブロック		再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	タイル		陶磁器質タイル
	建具		断熱サッシ・ドア
	製材等		製材
			集成材
			合板
			単板積層材

環境物品 品目名	分類	品目名		品目ごとの判断基準
		(品目分類)	(品名)	
工事	資材	フローリング	フローリング	表 2
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓		
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
		洋風便器		
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
		合板型枠		
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法			
目的物	舗装	排水性舗装	表 5	
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

表2 【資材に係る判断基準等】

品目分類	品目名	判断基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断基準】</p> <p>① 建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
	土工用水砕スラグ	<p>【判断基準】</p> <p>○ 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断基準】</p> <p>○ ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</p>
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断基準】</p> <p>○ ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断基準】</p> <p>○ サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断基準】</p> <p>○ 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	フェロニッケルスラグ骨材	<p>【判断基準】</p> <p>○ 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。</p>
	銅スラグ骨材	<p>【判断基準】</p> <p>○ 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。</p>

	電気炉酸化スラグ骨材	【判断基準】 ○ 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
--	------------	---

- 備考) 1 「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1 に適合する資材は、本基準を満たす。
2 「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2 に適合する資材は、本基準を満たす。
3 「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3 に適合する資材は、本基準を満たす。
4 「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4 に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断基準】 ○ アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断基準】 ○ 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	中温化アスファルト混合物	【判断基準】 ○ 加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を 30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

- 備考) 1 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 に適合する資材は、本基準を満たす。
2 「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

品目分類	品目名	判断基準等
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断基準】 ○ 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○ 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	再生骨材等	【判断基準】 ○ コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。

- 備考) 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
小径丸太材	間伐材	【判断基準】 ○ 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断基準】 ○ 高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。

備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
混合セメント	フライアッシュセメント	【判断基準】 ○ フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
セメント	エコセメント	【判断基準】 ○ 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品 1 トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500kg 以上使用されていること。

- 備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。
- 2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断基準】 ○ 透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。

備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品 付属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等			
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグロック	<p>【判断基準】</p> <p>○骨材のうち別表に示された鉄鋼すら愚を重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </tbody> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>	種 類	転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）	電気炉酸化スラグ
種 類					
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）					
電気炉酸化スラグ					
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	<p>【判断基準】</p> <p>○吹付けコンクリートであって、1m³当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。</p>			
塗料	下塗用塗料（重防食）	<p>【判断基準】</p> <p>○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。</p>			
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	<p>【判断基準】</p> <p>○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。</p>			
	高日射反射率塗料	<p>【判断基準】</p> <p>① 近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ② 近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。</p>			

- 備考) 1 判断基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。
- 3 「高反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度L*値の値
80.0 以上	80.0

品目分類	品目名	判断基準等
防水	高日射反射率防水	<p>【判断基準】</p> <p>○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。</p>

備考) 1 判断基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

品目分類	品目名	判断基準等																						
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>【判断基準】</p> <p>① 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③ 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td>前処理方法によらず対</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																							
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																							
無機珪砂（キラ）																								
鉄鋼スラグ																								
非鉄スラグ																								
鋳物砂																								
陶磁器屑																								
石炭灰																								
建材廃材																								
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																								
製紙スラッジ																								
アルミスラッジ																								
磨き砂汚泥																								
石材屑																								
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化																						
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																							
上水道汚泥	前処理方法によらず対																							

		湖沼等の汚泥	象					
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	<p>【判断の基準】</p> <p>① 原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用いられたものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③ 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </table>		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法							
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化							
下水道汚泥								

備考) 判断基準③については、JIS A 5031(一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)に定める基準による。

品目分類	品目名	判断基準等
園芸資材	バークたい肥	<p>【判断基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ・アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）に適合するもの。

品目分類	品目名	判断基準等
道路照明	LED道路照明	<p>【判断基準】</p> <p>○ LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア．標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。</p> <p>ウ．LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 60,000 時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア．標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。</p> <p>ウ．LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 90,000 時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア．標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。</p> <p>ウ．LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 75,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>【判断基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401 に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等																									
タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断基準】</p> <p>① 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③ 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											

建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ○ エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。
品目分類	品目名	判断基準等
製材等	製材	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 間伐材、林地残材又は小径木であること。 ② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ② ①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

- 備考) 1 判断基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

品目分類	品目名	判断基準等
フローリング	フローリング	<p>【判断基準】</p> <p>① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考) 1 判断基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

品目分類	品目名	判断基準等
再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セメン ト板	<p>【判断基準】</p> <p>① 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>② 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断基準等
ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断基準】</p> <p>○ 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で 15% 以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>

備考) JISA5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

品目分類	品目名	判断基準等
断熱材	断熱材	<p>【判断基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>① フロン類が使用されていないこと。</p> <p>② 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断基準】</p> <p>○ 連続調光可能な Hf 蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断基準】</p> <p>○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p>

		【配慮事項】 ○ 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。
--	--	---

備考) 判断基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種別	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50H z		$E = 11.2S^{0.732}$
		60H z		$E = 11.1S^{0.725}$
	三 相	50H z	500kVA 以下	$E = 16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E = 11.1S^{0.809}$
		60H z	500kVA 以下	$E = 17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E = 11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単 相	50H z		$E = 16.9S^{0.674}$
		60H z		$E = 15.2S^{0.691}$
	三 相	50H z	500kVA 以下	$E = 23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E = 22.7S^{0.718}$
		60H z	500kVA 以下	$E = 22.3S^{0.674}$
			500kVA 超	$E = 19.4S^{0.737}$

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。

3 E 及び S は、次の数値を表すものとする。
E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)
S : 定格容量 (単位 : kVA)

4 表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10

(モールド変圧器にあつては1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。

- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第71号(平成24年3月30日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	吸収冷温水機	【判断基準】 ○ 冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

備考) 1 判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。

- 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.15
冷凍能力が186kW以上	1.20

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断基準】 ① 氷蓄熱槽を有していること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ 冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

- 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。

- 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合)を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表

1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断基準】 ① 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ② 期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

備考) 1 判断基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627による。

表1 JIS 適合機種

区 分	期間成績係数 (APF)
冷房能力が28kW以上35kW未満	1.67以上
冷房能力が35kW以上	1.86以上

備考) 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1による。

表2 JIS 適合外機種

区 分	一次エネルギー換算成績係数 (COP)
冷房能力が28kW以上67kW未満	1.33以上
冷房能力が67kW以上	1.23以上

備考) 1 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

C_c : 冷房標準能力 (単位 : kW)

E_{gc} : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)

E_{ec} : 冷房消費電力 (単位 : kW) を1 kWhにつき9,760 kJとして
1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

C_h : 暖房標準能力 (単位 : kW)

E_{gh} : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)

E_{eh} : 暖房消費電力 (単位 : kW) を1 kWhにつき9,760 kJとして
1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

- 2 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。
- 3 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○ プレミアム効率のモータが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

品目分類	品目名	判断基準等
空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○ プレミアム効率のモータが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

品目分類	品目名	判断基準等
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	<p>【判断基準】</p> <p>○ 排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>

備考) 1 判断基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による。

表 重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

1 三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。

2 単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管（使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの）、及び AS58 とする。

品目分類	品目名	判断基準等
衛生器具	自動水栓	<p>【判断基準】</p> <p>○ 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 洗浄水量が 4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>
	洋風便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 洗浄水量が 8.5L/回以下であること。</p>

備考) 自動水栓の判断基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

品目分類	品目名	判断基準等			
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再生プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	再生プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
再生プラスチック					
古紙パルプ					

- 備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
- 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

品目分類	品目名	判断基準等
コンクリート用型枠	合板型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>○型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠したものとする。
- ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
- イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

- 4 本項の判断の基準①および②の適用については、平成 28 年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備考 3 の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。

表3 【建設機械に係る判断基準等】

品目名	判断基準等																																			
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p>																																			
	<p>別表1 トンネル工事用建設機械</p>																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、大型ブレーカを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																									
	機 種	摘 要																																		
	バックホウ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、大型ブレーカを装着したものを含む																																		
	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下																																		
	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																		
	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																		
	<p>別表2 一般工事用建設機械</p>																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下																											
機 種	摘 要																																			
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下																																			
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下																																			
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下																																			
<p>第2次基準値</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象物質 (単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8kW 以上 19kW 未満</td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW 以上 37kW 未満</td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW 以上 75kW 未満</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75kW 以上 130kW 未満</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130 kW 以上 560kW 以下</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	8kW 以上 19kW 未満	1.5	9	5	0.8	40	19kW 以上 37kW 未満	1.5	8	5	0.8	40	37kW 以上 75kW 未満	1.3	7	5	0.4	40	75kW 以上 130kW 未満	1	6	5	0.3	40	130 kW 以上 560kW 以下	1	6	3.5	0.2	40
対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																															
8kW 以上 19kW 未満	1.5	9	5	0.8	40																															
19kW 以上 37kW 未満	1.5	8	5	0.8	40																															
37kW 以上 75kW 未満	1.3	7	5	0.4	40																															
75kW 以上 130kW 未満	1	6	5	0.3	40																															
130 kW 以上 560kW 以下	1	6	3.5	0.2	40																															
<p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。</p> <p>2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p>																																				
<p>○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。</p>																																				
<p>別表3 トンネル工事用建設機械</p>																																				

機 種	摘 要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下 (40.8PS 以上 353PS 以下)
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下 (40.8PS 以上 353PS 以下)

別表 4 一般工事用建設機械

機 種	摘 要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、可搬式 (溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、ラフテレーンクレーン

第一基準値

対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	Nox (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
出力区分				
7.5kW 以上 15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW 以上 30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW 以上 272kW 以下	1.3	9.2	5	50

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)による。
2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の 1 / 5 以下とする。

備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年法律第 51 号) において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

品目名	判断基準等		
低騒音型建設機械	【判断基準】		
	○ 建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。 (別表2)		
	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
	ブルドーザー	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P$	102 105 105
	バックホウ	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P < 206$ $206 \leq P$	99 104 106 106
	ドラグライン クラムシエル	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P < 206$ $206 \leq P$	100 104 107 107
	トラクターショベル	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P$	102 104 107
	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P < 206$ $206 \leq P$	100 103 107 107
	パイプロハンマー		107
	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P$	98 102 104
	アースオーガー	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P$	100 104 107
	オールケーシング掘削機	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P < 206$ $206 \leq P$	100 104 105 107
	アースドリル	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P$	100 104 107
	さく岩機 (コンクリートブレッカー)		106
	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P$	101 104
	コンクリートポンプ (車)	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P$	100 103 107
	コンクリート圧砕機	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P < 206$ $206 \leq P$	99 103 106 107
	アスファルトフィニッシャー	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P < 103$ $103 \leq P$	101 105 107
	コンクリートカッター		106
	空気圧縮機	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P$	101 105
発動発電機	$55 \leq P < 55$ $55 \leq P$	98 102	

表4 【工法に係る判断基準等】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断基準】 ○ 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断基準】 ① 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断基準】 ○ 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断基準】 ○ 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断基準】 ○ 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考) アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断基準】 ○ 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。

品目分類	品目名	判断の基準等
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断基準】 ○ セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。

備考) 判断基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表5 【目的物に係る判断基準等】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断基準】 ○ 雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	透水性舗装	【判断基準】 ○ 雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
屋上緑化	屋上緑化	【判断基準】 ① 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ② ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ① 屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ② 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

20. 役務

目標

平成 28 年度には、実施の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達への推進に努める。

20-1 省エネルギー診断

品	判断基準等	目標
省エネルギー診断	<p>【判断基準】</p> <p>○ 表1に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善について提案が行われるものであること。</p>	平成 28 年度には、診断実施の必要性及び予算を勘案し、調達への推進に努める。

表 1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表 2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要設備額及びその投資額に関する推定根拠

20-2 食堂

品	判断基準等	目標
食堂	<p>【判断基準】</p> <p>○ 法人敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>② 繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p> <p>② 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p> <p>③ 食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。</p> <p>④ 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。</p> <p>⑤ 再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。</p>	<p>平成 28 年度には、実施の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 会議等において提供される飲物等を法人敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、この判断基準を準用する。
- 2 配慮事項③における「地域の農林水産物の利用の促進」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成 22 年法律第 67 号) 第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

20-3 自動車専用タイヤ更生

品	判断基準等	目標
自動車専用タイヤ 更生	<p>【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>② 再生することなく再溝切り（リグループ）が可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>平成 28 年度には、調達の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 判断基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、JIS D4202 に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又は D6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。
- 2 JIS K 6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

20-4 自動車整備

品	判断基準等	目標
自動車整備	<p>【判断基準】</p> <p>① 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>② エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア．大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p>なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ．エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>② ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</p> <p>③ 自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>平成28年度には、調達の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 判断基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。
- 2 「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても集計の対象とする。ただし、これを本調達方針適合品としてみなすものではない。
- 4 判断基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に

実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

- 5 判断基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。
- 6 判断基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月21日環境庁告示第1号）による。
- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

20-5 植栽管理

品	判断基準等	目標
<p>庁舎管理</p>	<p>【判断基準】</p> <p>① 植栽管理において使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。</p> <p>② 病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③ 農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 庁舎管理において使用する物品の調達にあたっては、環境物品の品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体について環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p> <p>② 別表「庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例」を参考に、設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・点検頻度、方法等の管理基準を定め、湿温度の適切な設定、照明の効率的な使用及び省エネルギーのための措置を講じるよう努めること。</p> <p>③ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）」を踏まえ、建築物環境衛生管理基準等に配慮の上、エネルギーの合理的な使用を図ること。</p> <p>④ 施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツールに努めること。</p>	<p>平成 28 年度には、調達の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 判断基準の対象とする「植栽管理」とは、法人敷地等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 2 植栽管理に係る判断基準②の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 3 植栽管理に係る判断基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成 19 年 1 月 31 日付 18 消安第 11607 号環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

20-6 清掃

品目	判断基準等	目標
清掃	<p>【判断基準】</p> <p>① 清掃において使用する物品が本調達方針に示したの品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。</p> <p>② 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。</p> <p>③ 清掃に用いる洗剤、ワックス等は、適正量とすること。</p> <p>④ 清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>⑤ 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。</p> <p>⑥ 補充品等は適正量とすること。</p> <p>⑦ 清掃時に使用する電気、水道及びガス等は、効率的な使用に努めること。</p> <p>⑧ ごみの収集は、地元自治体の状況に応じて、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>⑨ 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。</p> <p>⑩ ごみの回収量は毎月集計し、施設管理者に提出すること。なお、集計の単位は、キログラム数、袋数、ごみの回収状況に応じた適切な単位を選択することができる。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。</p> <p>② 清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p>	<p>平成 28 年度には、調達の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 清掃における判断基準④の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 2 清掃における判断基準⑤の環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 3 清掃における判断基準⑨の紙類の排出にあたって、調達を行う各所属は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表 1 及び 2 を参考とし、古紙排出にあたっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、納入印刷物の判断基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙材料として使用されるよう、適切に分別すること。

- 4 清掃に係る判断基準⑩においては、日常業務実施報告書等に概数を記入することでもよい。
なお、当該施設管理者が、市町村への報告のため、別途ごみの回収量を把握・管理している場合は、本条項は必要ない。
- 5 清掃の配慮事項①については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 6 清掃の配慮事項②の「指定化学物質」とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」の対象となる物質をいう。

留意点) 上記庁舎管理等に係る規定は、今後調達（今後の買い替えを含む）を行う物品等について適用するものであり、現在使用している物品等の買い替えを求めるものではない。

別表1 古紙の分別方法（例）

備考) 「リサイクル対応型印刷物」とは、納入印刷物に係る判断の基準（納入印刷物参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

分類	品 目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用）
	「板紙にリサイクルできます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

別表2 古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類	
紙製品	粘着物の付いた封筒	
	防水加工された紙	
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）	
	圧着はがき	
	感熱紙	
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙	
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙	
	金・銀などの金属が箔押しされた紙	
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）	
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）	
	感熱発泡紙	
	合成紙	
紙以外	粘着テープ類	発泡スチロール
	ワッペン類	セロハン
	ファイルの金属	プラスチック類
	金属クリップ類	ガラス製品
	フィルム類	布製品

品 目	判 断 基 準 等	目 標
機密文書処理	<p>【判断基準】</p> <p>① 当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>② 機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。</p> <p>ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。</p> <p>イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。</p> <p>ウ. 破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③ 適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。</p> <p>② 紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。</p> <p>③ 運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること。</p> <p>④ 可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>	平成 28 年度には、調達の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。

備考)

- 1 調達を行う各所属は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 判断基準②ウの破砕処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は 10mm×50mm 以上）。
 - イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は 5mm 以上）。
- 3 判断基準③の「機密処理完了証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破砕などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各所属内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。

20-8 害虫防除

品 目	判 断 基 準 等	目 標
害虫防除	<p>【判断基準】</p> <p>① 害虫防除において使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。</p> <p>② 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③ 害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>④ 防除作業にあたり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</p> <p>⑤ 殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。</p>	<p>平成 28 年度には、調達の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 判断基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

20-9 輸配送

品目	判断基準等	目標
輸配送	<p>【判断基準】 自動車からの排出ガスの抑制及びエネルギーの使用の合理化のため、次に掲げる措置が講じられていること。</p> <p>① 集配で使用される自動車は、「11-1 自動車」の判断基準(1)～(9)いずれかを満たす自動車であること。</p> <p>② 自動車1台ごとの走行量・燃費使用量が定期的に把握され、自動車使用の合理化が図られていること。</p> <p>③ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④ エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤ 長距離の輸配送についてモーダルシフトを推進していること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 集配で使用される自動車は、「11-1 自動車」の配慮事項①～⑤の事項について配慮されていること。</p> <p>② 車両台数を削減するための積載率の向上や、輸配送回数を削減するための共同輸配送が実施されていること。</p> <p>③ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>④ 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。</p> <p>⑤ 販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥ 事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めること。</p> <p>⑦ 契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。</p>	<p>平成28年度には、実施の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 判断基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。
 - 1) 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
 - 2) 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。
 - 3) 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月）をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意

- 3 判断基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 - ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
 - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。
- 4 判断基準④の「車両の点検・整備」とは、道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 5 判断基準⑤の「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。
- 6 配慮事項③の「エコドライブを推進するための装置」とは、アイドリングストップ装置、エンジン回転警報装置、デジタル式運行記録計等をいう。
- 7 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

20-10 旅客輸送（自動車）

品目	判断基準等	目標
旅客輸送	<p>【判断基準】 自動車からの排出ガスの抑制及びエネルギーの使用の合理化のため、次に掲げる措置が講じられていること。</p> <p>① 使用される自動車は、「11-1 自動車」の判断基準（1）～（9）いずれかを満たす自動車であること。</p> <p>② 自動車1台ごとの走行量・燃費使用量が定期的に把握され、自動車使用の合理化が図られていること。</p> <p>③ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④ エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 使用される自動車は、「11-1 自動車」の配慮事項①～⑤の事項について配慮されていること。</p> <p>② エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>③ 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。</p> <p>④ 事業所、営業所等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めること。</p> <p>⑤ GPS-AVMシステム導入による効率的な配車に努めること。</p>	<p>平成28年度には、実施の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。
 (参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意
- 2 判断基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
 ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。
- 3 判断基準④の「車両の点検・整備」とは、道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 4 配慮事項②の「エコドライブを推進するための装置」とは、アイドリングストップ装置、エンジン回転警報装置、デジタル式運行記録計等をいう。

20-11 蛍光灯機能提供事業

品目	判断基準等	目標
蛍光灯機能提供業務	<p>【判断基準】 次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。</p> <p>① 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光ランプに係る判断の基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。</p> <p>② 回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。</p> <p>③ 蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 使用済み蛍光ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>② 使用済み蛍光ランプの回収に当たっては、施設管理者と協力し、被損なく回収するよう努めていること。</p> <p>③ 蛍光ランプの配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	平成28年度には、実施の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。

備考)

- 1 判断基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役務をいう。
- 2 判断基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストやITを活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

20-12 庁舎等において営業を行う小売業務

品	判断基準等	目標
<p>庁舎等において営業を行う小売業務</p>	<p>【判断基準】 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ② 消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>【配慮事項】 ○ 店舗において取り扱う商品については、再使用のために容器包装の返却・回収が可能なものであること、又は簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p>	<p>平成 28 年度には、実施の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 判断基準①の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 2 判断基準②の独自の取組とは、商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

20-13 クリーニング

品 目	判 断 基 準 等	目 標
ク リ ー ニ ン グ	<p>【判断基準】</p> <p>① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③ ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 揮発性有機化合物の適正管理・発生抑制に配慮されていること。</p> <p>② ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。</p> <p>③ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>④ 可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。</p> <p>⑤ 包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。</p> <p>⑥ 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>	<p>平成28年度には、実施の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考)

- 1 判断基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断基準は適用しない。
- 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月）に基づく運転をいう。
 （参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控える⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意
- 4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
 ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。
 ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
 イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
 ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあつては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。
- 6 「低燃費・低公害車」とは、本調達方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

20-14 自動販売機設置

品 目	判 断 基 準 等	目 標
-----	-----------	-----

		標
飲料自動販売機設置	<p>【判断基準】</p> <p>① エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>③ 表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑤ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>② 屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>③ 屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>④ 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑤ カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>⑥ 自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑦ 自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑧ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	平成28年度には、実施の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。

備考) 1 「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器（紙カップを除く）飲料自動販売機を契約又は使用許可により設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、含まれないものとする。

- ① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④ 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断基準は、設置に係る契約又は使用許可の期間中、もしくは契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 判断基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び

社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。

- 4 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 5 判断基準②イについては、次のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。
 - ア. 紙容器飲料自動販売機
 - イ. 使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さい場合（地球温暖化係数140未満。該当する冷媒は二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等）
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断基準④については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 本項における「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 9 判断基準⑤における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
- 10 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 11 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。
- 12 判断基準④及び⑤におけるウェブサイト等における確認については、一般社団法人自動販売機工業会のウェブページ（<http://www.jvma.or.jp/kankyou/green.html>）を参考にすること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	$E=0.798Va+414$

	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482V_a+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482V_a+500$
紙容器飲料	A タイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの）	$E=0.306V_b+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの）	$E=0.630V_b+1474$
	B タイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	$E=0.401V_b+1261$

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E, V, V_a , V_b 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- V_a : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- V_b : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- T : 調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示 289 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。 修理・保守性への配慮をしていること。
消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、余寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
	リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。	
分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。	

20-15 産業廃棄物処理

品 目	判 断 基 準 等	目 標
★産業廃棄物の 処理の委託	<p>【判断基準】 産業廃棄物処理の委託業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、電子マニフェストを利用すること。</p> <p>【配慮事項】 廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に基づき、優良な産廃処理業者として認定を受けたものであること。</p>	平成28年度には、実施の可能性、予算及び処理委託業者の対応状況を勘案し、調達の推進に努める。

- 備考) 1 府の会計で府が排出事業者となり産業廃棄物を委託処理する所属（府警本部を除く）を対象とする。
- 2 当分の間は、産業廃棄物処理の委託契約における仕様書には電子マニフェストの使用を努力義務として定め、電子マニフェストに対応できない処理業者については、従来どおり紙マニフェストを使用することとする。

20-16 会議運営

品目	判断基準等	目標
会議運営	<p>【判断基準】 委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>① 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が本調達方針対象品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>② ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについては、リサイクルを行うこと。</p> <p>② 飲料等が提供される場合には、容器包装の返却・回収が行われていること。また、可能な限り、容器包装の再使用を行うこと。</p> <p>③ 自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。</p> <p>④ 会議の参加者に対し、公共交通機関の利用、クールビズ・ウォームビズの奨励等の環境負荷低減に資する取組に関する情報提供がなされていること。</p> <p>⑤ 資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>平成 28 年度には、調達の可能性及び必要性並びに予算を勘案し、調達の推進に努める。</p>

備考) 1 「低燃費・低公害車」とは、本調達方針に示した「11-1自動車」を対象とする。

2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(平成24年10月)に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞をさけ、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう